

昭和41年6月20日

号外第22号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

(昭和41年6月20日)
発行日
印刷日
発行所

定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和39年度に係る県議会事務局、秘書課、企画室、知事部局各部、出納室、教育委員会議務局、警察本部、人事委員会議務局、地方労働委員会事務局、出先機関及び財政援助団体の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年6月20日

鳥取県監査委員

辰田庄五

同

中田五郎

同

新見三郎

同

竹の繁三郎

監査官

所

執行年月日

県議会事務局

昭和40年11月4日

秘書課	10月20日
企画室(旧地下資源開発局を含む)	15日
総務課	11月5日
広報文書課	4日
人事課	10月21日
職員厚生課	11月8日
財政課	2日
地方課	10月15日
統計課	15日
厚生課	14日
婦人児童課	9月28日
保険課	10月20日
衛生課	21日
子弟課	13日
商工指導課	9月25日
工業開発課	21日
労政課	22日
農業安定課	28日
観光課	10月26日
農政企画課	29日
地産課	28日
農業経済課	27日
農産園芸課	25日
畜産課	

衛生課	29日
林務課	18日
造林課	12日
水産課	27日
農地開拓課	22日
耕地課	22日
中海干拓課	11月2日
管理課	10月14日
検査課	19日
道路課	27日
都市計画課	26日
河港課	28日
砂防課	19日
建築課	11月4日
出納室	9月21日
秘書調査課	10月11日
管理課	9日
教職員課	12日
指導課	9月29日
社会教育課	27日
体育保健課	10月22日
警察本部	9月29日
人事委員会事務局	10月11日
地方労働委員会事務局	

東京事務所	11月12日
財団法人鳥取県青年会	9月6日
鳥取県上士協会	10日
鳥取県河川産物採取協会連合会	11日

昭和40年11月4日監査

監査委員 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳入

科目	予算額	算定額	収入済額	収入未済額
歳入	円	915,210	円	円

(2) 歳出

科目	予算額	支出現額	予算現額	支出済額	不用額
歳出	円	円	円	円	円
全費	65,045,000	2,148,000	68,195,000	67,904,427	288,573
事務費	34,875,000	1,829,775	36,704,775	36,383,824	320,951
計	100,920,000	3,977,775	104,897,775	104,288,251	609,524

2 主な業務の実績状況
議会活動

定例会4回、臨時会3回

3 留意事項

(1) 予備費の充用を、費用弁償へ1,648,000円、交際費へ500,000円、職員退職手当へ1,829,775円行なっているが、とくに交際費への充用はその性質にかんがみ適当でない。やむを得ない事情があつたことと思われるが、予算の補正措置によるようにされたい。
また、他の費目の充用についてもできる限り予算の補正措置によるよう配慮されたい。

昭和40年10月20日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 新 見 修

1 予算の執行状況

科目	予算額	予備費支出額	各課へ各連額	予算現額	支出済額	不用額
総務管理費	22,233,424	500,000	764,000	21,969,424	21,268,643	700,781

2 留意事項

(1) 知事交際費として予備費から500,000円を充用し執行していたが、予備費を交際費に充用することは自治省の行政実例に照らし適当でない。止むを得ない事情があつたことと思われるが、予算の補正措置によるようにされたい。
(2) 消耗品について物品取扱主任の持つ物品整理簿が調整されていないか

つた。また、職員別備品貸与簿の受領印等となつ印されていないものがあつた。これら諸帳簿の記録整備に速断のなほよにされたい。

企画室(旧地下資源開発局を含む)

企画室 昭和40年10月15日監査
監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
旧地下資源開発局 昭和40年10月20日監査
監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

1 予算の執行状況

科目	目	予算現額	算定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減
----	---	------	-----	------	-------	-----------

(企画室分)

使用料及び手数料	円	200	円	200	円	200
国庫支出金	563,000	578,000	578,000	0	△ 185,000	
県庫支出金	290,000,000	290,000,000	290,000,000	0	0	
計	290,563,000	290,578,200	290,578,200	0	△ 184,800	

(旧地下資源開発局分)

歳入	330,000	330,000	330,000	0	0
----	---------	---------	---------	---	---

科目	予算額	実績額	差額
総務管理費	888,912	520,555	368,357
企画費	321,984,000	5,400,303	316,583,697
合計	322,872,912	5,920,858	316,952,054

- 2 主な業務の実施状況
(企画室分)
- 因に要望する重要事業計画作成 関係省庁 8、事業数 48
 - 自衛隊委託土木工事の要請……申請 6件、受託 5件
 - 豪雪地帯対策長期計画を策定し国へ要望
 - 県経済計画作成……1,000部
 - 植樹祭の準備
 - 県総合計画の策定
 - 中国地方開発促進事業
 - 鉄道建設促進事業……智頭線、内防線の建設および伯耆線、山陰本線改良化の実現運動
 - 日本海沿岸地帯振興事業促進
 - 低開発地域工業開発地区の追加指定
 - 中海地区総合開発事業の調整

- 工場適地調査……中海部地区、鳥取青谷地区の補正調査
- 工場適正配置構想の策定
- 鳥取大学移転統合事業……移転用地買収および盤地工事実施 (旧地下資源開発局分)
 - 日野鉱山(クローム)の探査
 - 全県地質図調査委託……426,103円
 - 県有鉱区の評価……3鉱区
 - 関金町高松山周辺のクラン鉱床地帯の地質調査
 - 大山内麓地帯の深部電探調査
- 留意事項
 - 室長および次長交際費として予備費から320,000円を充用し執行していたが、予備費を交際費に充用することは自治省行政実例に照らし適当でないので、事情のあることと思われが予算の補正措置によるようにされた。
 - 物品取扱主任の持つ職員別備品貸与簿に借用印等がなく、また消耗品については物品管理簿が調整されていなかった。これら帳簿の記録整備に遺憾のないようにされた。
 - 専門委員に当年度も地下資源調査事業を委託して、この委託料360,000円および鳥取市砥坂地区の温泉関係調査を委託してこの委託料120,000円を支出していたが、これらは、同委員の報酬360,000円と一括帳簿として予算措置することが適当と考えられるので「特別職の職員の給与に関する条例」別表の専門委員の給与の額の改正とあわせて検討された。

総務管理財課 昭和40年11月5日監査
監査委員 坂田庄二
岡中田玉平
岡小谷善高

1 予算の執行状況
歳入

科目	月	予算額	各課へ合算額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に比し
使用料及び手数料		1,074,000	0	1,074,000	1,194,750	1,194,750	0	120.750
国庫支出金		910,000	0	910,000	854,888	854,888	0	55.132
財産収入		11,885,000	300,000	11,385,000	22,411,102	22,411,102	0	11,026.102
寄附金		3,168,000	0	3,168,000	3,368,000	3,368,000	0	200.000
雑収入		5,842,000	4,983,000	859,000	1,710,462	1,710,462	0	851.462
果樹収入		28,400,000	0	28,400,000	28,400,000	28,400,000	0	0
雑収入		5,810,000	0	5,810,000	5,810,000	5,810,000	0	0
合計		56,889,000	5,283,000	51,606,000	63,749,182	63,749,182	0	12,143.182

歳出

科目	目	予算額	予備費支出額	各課へ合算額	予算現額	支出済額	要年度繰越額	不用額
雑費		283,421,497	1,031,350	62,668,823	221,784,024	214,459,432	2,211,363	5,115,229
雑金		5,810,000	-	-	5,810,000	5,810,000	-	-
合計		289,231,497	1,031,350	62,668,823	227,594,024	220,269,432	2,211,363	5,115,229

- 2 主な業務の実施状況
- 庁舎施設設備の保守および清掃委託……8,949,250円
 - 県有建物の火災保険加入……共済基金分担金5,173,310円
 - 県有財産管理調査委託……585,300円
 - 東京事務所長および岡次長公費購入……13,900,000円
 - 公舎新築6戸(前年度繰越事業)……5,810,000円

- (6) 県有建物の維持修繕、補強、改築
- (7) 行政無線の維持管理等 1,745,745円
- (8) 県外事務所に關する事務
- (9) 西部総合事務所建設(39、40年度継続事業)59年度事業費 89,537円
- (10) 特定郵便局舎改修融資……増設案7局、これに対する融資額計18,490,000円
- (11) 中部総合事務所建設用地買収……買収敷地面積3,753坪29 (実測面積3,908坪35)との買収金額23,754,334円 (交付公債22,900,000円、現金854,334円)
- 3 留意事項
 - (1) 西部総合事務所建設に伴なつて隣接民間会社有建物の移転の必要を生じ、県が積算した移転補償金2,950,000円で承諾書を徴して支出していたが、この補償金の一部通路舗装費606,000円については、明細がなく不明確であつた。算出基礎を明確にしておかれない。
 - (2) 各市町村が設置している防災行政連絡用無線施設の保守修繕を、各市町村の委託により県が行ない、受託事業収入として112,200円(1市町村当り3,300円)を受け入れていたが、受託費の算出根拠を明らかにするとともに、これが実施にかかる委託書を徴されたい。
 - (3) 公有財産の管理について
 - ア 県有建物の保全のため、保険料5,173,310円で火災保険に加入しているが、加入対象面積が公有財産台帳と相違しているものがあるので、加入にあつては台帳との照合確認をされたい。また、建物の新規取得に伴う追加加入及び処分に伴う解約手続きのしん速化に

についても……訂正された。

公有財産事務取扱規則の制定以後、土地、建物等出先機関に所在する公有財産の事務取扱については、各出先機関はこれらの事務を分掌するので、その補充にけるべき帳簿、図面、その他の事務手続が不明確なままとなつており、物品の取扱いに比へて甚だ不均衡となつている。事実上の使用管理を行なつて出先機関の、公有財産に關する事務取扱について要領等を定め、その管理責任の所在を明らかにしておく必要がある。

イ 工作物、立木(敷地内にあるもの)の取扱いについては、当年度は實際を調査中であつたが、速やかに取扱い方法を定められたい。

エ 公有財産台帳には、公有財産事務取扱規則により付属図面を添付しなければならぬこととなつており、この付属図面は、別に定める公有財産台帳付属図面作成基準により作成することとなつているが、まだこの基準の定めがなく、従つて作成もされてない。早期に基準を定めるとともに付属図面を作成されたい。

オ 出先機関にある土地、建物で公有財産台帳に登録されていないもの、または公有財産台帳と現状とが異なつていものがある。現地照合確認を行なう必要がある。

カ 県有建物のうち、とくに民有地上にあるものについては登記を行ない、借地権の強化を図る必要がある。

また、借用している土地、建物で貸借契約を締結していないもの、契約はしていても出先機関の長が行ない圧規でないものがある。早期に必要な手続きをされたい。

* 県有地の境界不明確なもの及び他に載込まれているものがある。

境界の明確化を図られたい。

- (4) 職員宿舍の貸付料については、39年5月「鳥取県職員宿舍貸付料算定要領」が定められ、いわゆる公舎、職員住宅、警務職員宿舍等を通じ均等に失しないよう全面的に貸付料の改定がはかられたことは結構である。しかしながら、このために職員住宅については、同管理規程に定めている貸付料とは異なつた同定めの料金で徴収している矛盾もあるので、この点調整の要がある。
- また、宿舍の管理等についての規定化についても、さらに検討善処されたい。
- (5) 東京及び大阪事務所については、それぞれの定期監査報告に述べたとおりで、本庁で措置を要する点について検討善処を重ねて要望する。

昭和40年11月5日監査
 広報文書課
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 小谷善高
 同 新見修

1 予算の執行状況
 繰入

科目	予算現額	既定額	収入済額	不備額	繰入済額	予算現額に比し増減
使用料及び手数料	2,000	5,044	5,044	0	0	3,044
国庫支出金	2,550,000	2,016,000	2,016,000	0	0	△534,000
諸収入	87,000	87,600	84,600	600	2,400	△2,400
合 計	2,639,000	2,108,644	2,105,644	600	2,400	△533,356

歳出

科目	予算額	予算費	各種へ	予算現額	支出済額	不用額
給 費	39,623,358	600,000	30,000	40,193,358	36,563,705	3,629,653

2 主な業務の実績状況

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関との広報連絡
- (2) 県政により(133,000部)、広報とつとり、県政写真ニュース、県政アルバムの実行
- (3) 移動県民室の開催……県下東、中、西部各一箇所
- (4) 鳥取県史の編さん(38年度から5箇年計画) 当年度事業費支出額3,779,728円
- (5) 後納郵便の取り扱い
 普通郵便 228,752通 5,664,104円
 特殊郵便 16,916通 753,809円
 電 報 910通 119,957円
- (6) 文書の印刷実績……1,085,798
- (7) 法令審査等の処理
 条例42、規則101件、訓令13件、告示769件、公告その他103件、合計1,028件
- (8) 私立学校の育成指導
 施設設備補助 鳥取城北高校ほか9件 5,951,542円
 県私立学監業会に出席 4,000,000円
- (9) 自衛隊員募集につき広報宣伝等
- 3 留意事項

(1) 自衛隊員募集経費として負担金補助及び交付金240,000円を県下鴨居町村に交付していたが、これについて、町村から精算書を徴することになっているにもかかわらず、監査当時一部未提出の赤字村があった。また、精算額が交付額を下回っているものがあった。的確な事務整理をされたい。

(2) 県下の私立学校に対し、施設設備費補助金総額5,951,542円を交付していたが、補助を受けた各学校から提出された事業実績報告書の内容を見ると、当該補助金交付要領に定められた費額を完備していないものがあった。また、完了届出にもとずく検査確認も不十分であった。的確な事務処理に努めるとともに検査確認を一層厳格にされたい。

(3) 当年度購読希望者に販売した県公程代金33,600円のうちには、現金受領しているものがあつたが、この収納金の指定金融機関への払い込みの遅れているものがあつた。遅滞なく払い込みされたい。

(4) 国連協会県本部に対し補助金50,000円を交付しているが、実績報告

書を書き送るの確定も行われていない。所定の手続きをとられたい。

(5) 需用費21,000円で女子事務服(14着)及び男子作業服(5着)を購入して、タイピスト及びその他文書処理を行なう職員に使用させている。これらは被服の交付及び使用に関する規程の対象外であるので物品貸与手続きをとられたい。

1 予算の執行状況

監 査 員 津 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

昭和40年11月4日 監 査 人

科 目	予 算 額	使用増減額	各課へ合算額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
	円	円	円	円	円	円
一般管理費	44,734,494	2,554,113	26,045,855	21,222,752	21,222,752	0
人事管理費	148,490,000	△5,654,896	1,388,550	141,466,554	107,609,787	33,856,767
合 計	193,224,494	△3,100,783	27,434,405	162,689,306	128,832,539	33,856,767

2 主な業務の実施状況

(1) 職員定数の改定……企画室、竹成学園、厚生病院要員等29名増

(2) 機構改革……一室、二地方機関新設ならびに農業改良普及事務所お

よび家庭保健衛生所の一部統合

(3) 叙位、叙職、褒章等取扱件数……只申人員85、受章人員56

(4) 職員の給与補正

3 留意事項

(1) 知事の事務部局の職員の退職手当として当年度に157,161,104円を予算化、このうち103,783,022円を支出し残額53,378,082円は不用額としていた。不用額を生じた主な理由は、退職勧奨に応じないものが一歩あつたことによるものようであつたが、高齢者の退職促進による職員構成の合理化について、さらに、一層の配慮と努力を望む。

(2) 消耗品については、物品取扱主任の持つ物品整理簿が開設されていなかつたが正規のとおり開設されたい。

職 員 厚 生 課 昭和40年10月21日 監 査 員 津 田 庄 二
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科 目	予 算 額	各課へ合算額	予 算 現 額	歳 入 額	予 算 現 額に 対し増減
	円	円	円	円	円
財産収入	1,174,000	671,579	502,421	497,452	0△ 4,959
歳 収 入	1,186,000	1,136,000	50,000	86,837	0 36,837
合 計	2,360,000	1,807,579	552,421	584,289	0 31,868

(2) 歳 出

科 目	予 算 額	各課へ合算額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
	円	円	円	円	円
総務管理費	53,943,931	4,277,453	49,666,478	45,257,754	4,408,744

2 主な業務の実施状況

(1) 職員衛生管理

ア 結核検診……定期検診2回、特殊業務従事者及び要注意者の特別検診2回実施

イ 成人病検診……40才以上の職員974人(検診率79%)実施

(2) 公務災害補償……3件 4,943,950円

(3) 職員住宅借上料支出……6,583,641円

(4) 県職員互助会補助……2,000,000円

(5) 恩給退職年金支給……28,483,599円

(6) 職員7人を自治大学校派遣……旅費541,760円

3 留意事項

(1) 地方職員共済組合鳥取県支部に使用許可している倉庫等備へ付属有価品類は、物品事務取扱規則第22条に定める貸付手続きにより管理責任を明確にされたい。

(2) 職員住宅の貸付料については、総務管理課の留意事項(4)に述べたとおりである。総務管理課所管の職員宿舍と同一基準となるよう職員住宅管理規程を改正する等検討善処されたい。

(3) 自治研養所については、国所の定期監査報告に述べたとおりで、本庁で措置を要する点について検討善処を要する。

財政課 昭和40年11月8日監査
 監査委員 中 田 玉 平
 同 小 谷 義 雄
 同 新 見 修

執行部
 農 人

科目	予算額	各課へ分送額	予算現額	調定額	収入済額	不収入額	収入比増減
県 税	1,817,389,000	1,635,622,800	181,757,200	185,748,710	185,748,710	0	3,991,510
地方譲与税	520,055,000	0	520,055,000	491,455,491	491,455,491	0	△28,599,509
地方交付税	7,190,239,000	0	7,190,239,500	7,191,351,000	7,191,351,000	0	1,112,000
使用料及び手数料	128,000	1,000	127,000	156,123	156,123	0	29,123
国庫支出金	20,700,000	0	20,700,000	20,694,997	20,694,997	0	△ 5,003
国庫収入金	29,609,000	0	29,609,000	29,569,652	29,569,652	0	△ 39,348
府 債 収入金	5,000,000	0	5,000,000	7,378,450	7,378,450	0	2,378,450
府 債 収入金	313,209,000	0	313,209,000	313,209,000	313,209,000	0	0
繰 上 入金	130,839,000	0	130,839,000	130,839,103	130,839,103	0	103
繰 上 収入	25,081,000	11,100,000	13,981,000	14,656,012	14,518,667	54,125	113,220
繰 上 収入計	10,052,240,000	1,646,723,800	8,405,516,200	8,385,364,438	8,384,921,193	54,125	409,120
合 計							20,595,007

歳 出

科目	予算額	予備費支出額	各課へ分送額	予算現額	支出済額	不 用 額
総務費	265,661,762	0	152,735,403	112,926,359	101,262,289	11,664,070
公債費	774,969,000	0	0	774,969,000	770,229,180	4,739,820
予備費	30,000,000	△ 10,094,125	0	19,905,875	0	19,905,875
合 計	1,070,630,762	△ 10,094,125	152,735,403	907,801,234	871,491,469	36,309,765

- 2 主な業務の実施状況
- (1) 地方行政調査委託……1,200,000円
 - (2) 財政事情の公表……年2回
 - (3) 庁舎の事務用机、椅子等の更新……1,414,650円
 - (4) 財政調整基金積立金……77,259,430円
 - (5) 公債費元利償還……747,690,904円
 - (6) 納税貯蓄組合の育成強化……組合数1,129、組合員数78,316
 - (7) 税務職員の研修派遣……中国プロダク講習会派遣7、自治研修所派遣47
 - (8) 特別交付税、起債許可等について自治省、大蔵省に折衝

3 留意事項

- (1) 職業訓練所に設置している寄宿舎の光熱水費等について、入所生にその実費負担をさせていないが、一方、高等学校、保育専門学校、整肢学園の寄宿舎については、入居者に実費負担をさせている。なお、高等看護学院および病院看護婦の寄宿舎、産産講習所、中小家畜講習所、産産技術員養成所等の寄宿舎とも関連して、この取り扱いについて統一を図りたい。
- (2) 県庁舎建設費増付金の収入未済額295,900円 (現年度額定分140,000円、過年度額定分155,900円) の収納促進に一層努力されたい。なお、39年度未までの収納総額85,217,586円で、寄附申込のあったものうち未調定の額は3,909,000円となっているが、未調定分の収納確保について、更に配慮されたい。
- (3) 予備費から議会費へ3,977,775円、総務費へ2,601,350円、民生費へ900,000円、労働費へ10,000円、農林水産業費へ1,730,000円、商工費

～755,000円、教育費へ120,000円をそれぞれ充用していたが、やむを得ないものを除き、交際費については自治省行政実例に明らかな如く予算の補正措置によるよう配慮されたい。

地 方 課 昭和40年11月2日監査

監査委員 中 田 玉 平
 同 小 谷 義 雄
 同 新 見 修

1 予算の執行状況

歳 入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額に 対し増減
使用料及び手数料	606,000	598,445	598,445	0	△ 7,555
国庫支出金	5,663,000	4,728,000	4,728,000	0	△ 935,000
繰上収入	417,000	416,400	416,400	0	△ 600
合 計	6,686,000	5,742,865	5,742,865	0	△ 943,135

歳 出

科目	予算額	予備費 支出額	各課へ 分送額	予算現額	支出済額	不 用 額
総 務 費	41,040,000	150,000	120,981	41,069,019	36,536,155	4,532,864

2 主な業務の実施状況

- (1) 市町村の人事、給与、共済、一般行政等の指導

- (2) 市町村の給与実態調査
- (3) 行政職上の試験……受検者9名、合格者7名
- (4) 市町村の財政事務の実態調査および指導
- (5) 市町村の税務事務の指導および調査
- (6) 市町村の農業調査委員会委員の選挙
- (7) 公明選挙の常時啓発
- (8) 防災会議開催1回
- (9) 消防施設の整備指導
- (10) 消防団員の資質向上のための各種訓練
- (11) 危険物取扱主任者試験……受検者514名、合格者293名

統計 州 課 昭和40年10月13日監査

監査委員 衣 田 庄 二

小 谷 一 平

新 井 高 敏

1 予算の執行状況

(1) 歳入

科目	予算額	課定額	収入済額	収入未済額	予算増減に 比し増減
国庫支出金	25,022,000	25,995,000	25,995,000	0	973,000

- (1) 県町畜産推進委員会に対し、交付決定を行なうことなく交付金216,400円を支出しているが、これは当会事業に対する助成としての性格をもつものと思われるので、交付にあつては、補助金等交付規則に定める手続きによることが適当である。
- (2) 県町村会補助金150,000円、県農業所付標準協議会補助金100,000円については、その実績報告書を徴して額の確定を行ない、それぞれ補助事業の実績確認をされたい。
- (3) 消耗品について物品取扱主任の持つ物品整理簿が調整されていなかつた。また、職員別物品貸身簿に借用印等のもれているものがあつた。これら帳簿の配製整備に速属のないようになされたい。

(2) 歳出

科目	予算額	各課へ の配分	予算現額	支出済額	不用額
統計調査費	40,677,000	—	40,677,000	59,221,776	1,455,224

- 2 主な業務の実績状況
- (1) 基本調査 (消費実態調査外4統計調査) 2,708,000円
 - (2) 労働統計 433,000円
 - (3) 農林水産統計 5,046,000円
 - (4) 経済統計 (工業統計調査外6統計調査) 5,021,523円
 - (5) 教育統計 386,730円
 - (6) 国勢調査 419,000円
 - (7) その他
- 〒 統計研究学校補助 (鳥取市外7町村10校) 50,000円

1 統計研究大会委託 (県統計教育研究会) 35,000円

岡 中、田 玉 平

厚生課 課長 野田 生 二
監査委員 田 生 二

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位円)

科目	目	予算額	各課へ の配分	予算現額	課定額	収入済額	収入未済額	予算増減に 比し増減
分租金及風組金 使用料及手数料 国庫支出金 財産収入 雑収入 雑入 計	分租金及風組金	333,000	10,000	323,000	111,370	111,370	0	△ 323,000
	使用料及手数料	3,984,000	5,874,000	110,000	111,370	402,151,180	0	△ 22,019,820
	国庫支出金	424,171,000	—	424,171,000	402,151,180	572,821	0	391,821
	財産収入	1,956,000	1,775,000	181,000	572,821	572,821	0	—
	雑収入	500,000	—	500,000	500,000	500,000	0	—
	雑入	8,845,000	1,391,000	7,454,000	6,560,663	5,832,613	728,050	△ 1,621,387
	雑入	25,000,000	—	25,000,000	—	—	—	△ 25,000,000
	雑入	457,555,000	7,050,000	457,555,000	409,696,034	408,967,964	-728,050	△ 48,571,076
	計	457,555,000	7,050,000	457,555,000	409,696,034	408,967,964	-728,050	△ 48,571,076

(2) 歳出

(単位円)

科目	目	予算額	各課へ の配分	予算現額	支出済額	繰越明許費	不用額
統計調査費 社会福祉費 生活保護費 奨励費 計	統計調査費	838,676	—	10,540	823,136	828,136	0
	社会福祉費	247,984,410	13,981,000	83,730,378	178,235,032	104,939,643	63,675,000
	生活保護費	493,878,999	—	222,522,750	271,356,249	269,242,815	2,113,434
	奨励費	3,490,000	—	427,000	3,063,000	2,100,787	962,213
	計	746,192,087	13,981,000	306,690,668	453,482,419	377,111,383	63,675,000
	計	746,192,087	13,981,000	306,690,668	453,482,419	377,111,383	63,675,000

- 2 主な業務の実況
 (1) 社会福祉協議会の準備
 (2) 生活保護
 (3) 県民共済

保 護 の 月 平 均	対 前 年 度 増 減	共 助 額	共 助 額 対 前 年 度 増 減
世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員
2,452 人	2,052 人	345 人	458,854.85円
4,342 人	2,052 人	345 人	45,939.76円

- (4) 市の取分に対する生活保護費負担金……2,779,319円
 (3) 県立精神科別科看護施設の建設 (鹿野町)
 (2) 収容定員……100人 (男60人、女40人)
 (1) 敷 地……9,452坪 (39年度取得7,737坪、40年度繰越1,695坪)
 (2) 建 物……コンクリートブロック平屋建延570坪 (40年度へ繰越)
 (3) 事業費……予算額67,400千円、39年度支出済額8,625千円、40年度へ繰越額58,775千円
 (4) 県立軽費老人ホーム整備 (岩井長者寮) 6,122,750円
 (5) 世帯更生資金貸付事業補助 (県社会福祉協議会) 15,000,000円
 (6) 勤労者休業施設商店従業員福祉センター建設補助 (県福祉事業団) 13,670,424円
 (7) 環境改善事業補助 (鳥取市外17市町村、37件) 12,004,900円
 (8) 東部消費生活協同組合補助 3,000,000円
 (9) 希望の家整備補助 2,119,669円

山 養護老人ホーム整備補助 (鳥取市更生寮) 3,522,100円

- 山 養護老人ホーム整備補助 (鳥取市更生寮)
 (1) 当年度民生委員審議会を2回開催し、出席委員に報酬1,400円および旅費6,748円を支出していたが、この支出実績と審議会議録の出席人員とに不一致を生じているものがあつた。適正な経理をされたい。
 (2) 地域社会協賛事業等補助金として300,000円を県社会福祉協議会に、また、人権擁護啓発団事業補助金として30,000円を県人権擁護委員連合会にそれぞれ交付していたが、補助条件によると、いずれも、事業に要する経費の配分を変更する場合は、知事の承認を受けなければならぬことになつていながらもかわらず、承認を受けずに変更実施したものであることについて額の確定がなされていたことは適当でない。補助条件は厳守させられたい。
 (3) 部落解放同盟鳥取県連合会に補助金300,000円を交付していたが、同連合会から事業実績報告書の提出がなく、補助金の額の確定がなされていなかった。正製のとおり速やかに処理されたい。
 (4) 昭和39年7月の集中豪雨により、被害の多かつた米子市に災害救助法を適用して救助を行つた際の経費にあてるため、災害救助基金500,000円を取りくずしていたが、なかには、この災害に直接関係がないと思われる支出もあつた。基金の取りくずしにあつては一層慎重を期されたい。
 なお、米子市に対し交付した174,690円の一部は、米子市が立壊建設した応急住宅一戸にあつたものであるが、この住宅の公有財産としての手続きがなされていなかったので善処されたい。
 (5) 鳥取および生山大火に伴う生業資金貸付金の償還状況は次表のとおり

りである。未償還貸付金 (鳥取市分) の回収促進について格段の努力をされたい。

貸 付 先	貸 付 額	38年度末までの償還額	39年度償還額	39年度末未償還額
鳥 取 市	1,750,000	934,350	87,600	728,050
鳥 取 町	270,000	223,500	46,500	0
合 計	2,020,000	1,157,850	134,100	728,050

(6) 愛国神社等に対する供物料の支出は、憲法の規定および行政実例に照らして、その取り扱いに留意されたい。

(7) 福祉事務所、身体障害者更生指導所、身体障害者更生相談所、精神

(1) 歳 入

科 目	予 算 額	各 科 へ 合 算 額	予 算 現 額	差 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比 率
(一) 一般会計	円	円	円	円	円	円	円
分担金及員相金	3,160,000	3,160,000	0	2,500	0	2,500	0
使用料及手数料	21,129,000	20,136,000	993,000	83,905	83,905	0	909,095
国庫支出金	153,305,000	-	153,305,000	146,054,473	146,054,473	0	7,250,527
財 産 収 入	60,000	60,000	0	28,000	28,000	0	28,000
諸 収 入	5,458,000	2,390,000	3,068,000	2,629,991	2,629,991	0	438,009
果 入 債	45,000,000	-	45,000,000	45,000,000	45,000,000	0	0
(特別会計)							
母子福祉資金貸付事業	24,534,000	9,835,000	14,699,000	17,718,130	17,718,130	0	3,019,130
しかの和泉荘事業	3,839,000	-	3,839,000	4,147,586	4,147,586	0	308,586
合 計	256,458,000	35,981,000	220,904,000	215,664,585	215,662,085	2,500	5,241,915

福祉者更生相談所、母来寮、岩井長者寮については、それぞれの定期監査報告に述べたとおりで、本庁で措置すべき点については、検討を進めて要する。

昭和40年10月14日監査
 婦 人 児 童 課 監 査 委 員 長 萩 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 小 谷 高 平

1 予算の執行状況

(2) 歳 出

科 目	月 額	年 額	繰上事業費額 当額	各州へ合送額	分 担 現 額	支 出 済 額	未 用 額
(一) 一般支出							
社会福祉費	2,079,672	—	—	4,461,000	—	229,230	2,869,882
児童福祉費	274,457,777	47,487,577	200,672,084	—	49,544,894	2,279,473	—
総務管理費 (特別会計)	155,447	—	—	58,000	—	77,199	—
母子福祉資金貸付事業	24,524,000	—	—	27,993,970	—	540,100	365,840
しかの和泉荘事業	3,829,070	—	—	—	—	3,829,070	4,955
合 計	352,076,692	47,487,577	242,866,124	154,454,070	153,768,657	2,885,413	—

2 主な業務の実施状況

- (1) 児童福祉審議会の開催…本会議4回、部会36回
- (2) 県立母子休養施設(しかの和泉荘)設置
 - (ア) 業務開始…39年8月10日(財団法人鳥取県福祉事業団に管理、運営委託)
 - (イ) 規 模…面積240.2坪、15部屋、収容定員60人
 - (ウ) 建設費…43,226千円(38、39年度)
- (3) 奨励学校移転改築(3カ年計画の第2年度)

年度	内 訳	取 金 額	備 考
38	本館、影印刷ほか延377坪	40,670	5,531,795千円(昭和年度～繰越)
39	交金、公金ほか延480坪	43,366	
40	講堂兼体育館ほか延201坪	17,592	予定

合 計 101,628

- (4) 養護院児童の施設収容保釋
 - ア 奨励学校等県立の4施設…収容定員478人、延収容人員149,427人、この経費111,888千円
 - イ 県立以外の養護施設、保育所等…収容定員12,652人、103世帯延収容人員3,153,043人、この措置費72,658千円
- (5) 保育所増設補助…片本町ほか4 5,271千円
- (6) へき地保育所運営補助…日南町ほか12 4,578千円
- (7) 児童館等児童厚生施設整備補助 4,015千円
- (8) 母子福祉小口貸付金の貸付
- ア 貸付市町村数29 イ 貸付額1,950千円 ウ 貸付延人員2097人

よう重ねて要望する。

なお、母子福祉資金の連約金の徴収について、中部および西部福祉事務所は、徴収を要するものを随時調査決定しているが、東部福祉事務所は、要徴収額のうち本人から納付のあったもののみ認定収入としているので、中、西部方式に徴収を統一するよう検討普及の要がある。

- (B) 児童相談所、婦人相談所、婦人家、奨励学校、育成学園、養護学園、整肢学園、保育専門学校については、それぞれ定期監査報告に述べたとおりで、本庁で措置対策を講ずべき点について検討普及を重ねて要望する。

保 険 課 昭和40年9月28日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 済 率	入 入 入 入	予 算 額 比 率
国庫支出金	1,587,000	811,123	811,123	0	△	775,877
歳 収 入	20,400,000	20,400,000	20,400,000	0	0	0
合 計	21,987,000	21,211,123	21,211,123	0	△	775,877

(2) 歳 出

- (イ) 延貸付額7,443千円
 - (ロ) 母子福祉資金の貸付
 - ウ 貸付件数883件 ヲ 貸付額21,077千円
 - 00 しかの和泉荘管理運営委託(財団法人鳥取県福祉事業団) 3,524千円
- 3 留意事項
- (1) 母子福祉資金のうち、修学資金および修業資金は、就学および修業の全期間を対象に貸付決定されているが、このことは、翌年度以降において債務を負担する行為となるので、予算で債務負担行為として定めておく必要がある。
 - (2) 県が使用許可している県庁本館一号塔の喫茶室(財団法人鳥取県連合母子会経営)にある県の物品については、当該物品取扱主任が、職員に貸与する場合と同僚職員別備品貸与簿により連合母子会会長に貸与しているが、この取り扱いは適当でない。物品事務取扱規則第22条に定める貸付手続きによることと適当と思われるので取り扱いについて検討普及されたい。
 - (3) 年度末に予算消化のためか、必要以上と思われる原動機付自転車用燃料(混合油)を購入していたが、このような不急の購入はつとめて抑制されたい。
 - (4) 物品整理簿の受領印および職員別備品貸与簿の借用印等のもれているものがあつた。整備されたい。
 - (5) 児童措置費貸付金および母子福祉資金ならびに福祉生奨学金の状況については、福祉事務所所定期監査に述べたとおりであるが、とくに、滞納負担金ならびに未償還貸付金の収納促進に一層努力される

科目	予算額	支出済額	不用額
社会福祉費	52,574,222	52,574,224	1,999,000

2 主な業務の実施状況

- (1) 国民健康保険審査会開催……1回
- (2) 地方社会保険協議会開催……1回(保険料等の指定一般医科22、補科3)
- (3) 保険者の指導監督……鳥取市外27保険者
- (4) 保険医等の指導104人(一般医67、歯科医30、薬剤7)
- (5) 国民健康保険診療報酬支払準備金貸付(県国民健康保険主体連合会) 20,000千円
- (6) 国民健康保険診療報酬審査支払機関貸付補助(県国民健康保険団体連合会) 2,900千円
- (7) 国民健康保険施設整備補助(鳥取市外36) 869千円
- (8) 国民健康保険給付改善普及事業委託(県国民健康保険団体連合会) 200千円

3 留意事項

- (1) 社会保険医協会担当者指導要綱にもとづいて実施している保険医の指導にかかる指導員への報酬及び費弁償の支給は、年度末に一括して行なわれているが、その指導実績との関連において不明確なものがあった。予算の都合もあろうが、指導の行なわれた実績に応じて、実施の都度適宜取り纏めて支給するようにされたい。
- (2) 国民健康保険施設整備補助金を、鳥取市外36市町村へ789,600円交付していたが、その実績報告書において、補助対象事業のうちの保健婦

の家産預貯、衛生教育、健康相談及び保健指導に要した特設時間数が、補助金交付要綱に定める標準を下回っているものが数市町村あるにもかかわらず、そのまゝ承認し額の確定がなされていた。これは、補助対象事業の性格からしてやむを得ず承認したとしていたが、さらに今後の指導に留意されたい。

(3) 県国民健康保険団体連合会に対し、診療報酬支払準備金として当年度は20,000千円を貸付けたが、別途、地方自治法第199条第6項の規定にもとづいて実施した当連合会の監査の結果によると、当連合会が診療報酬支払準備金として各保険者から預託を受けた額は、被保険者1人当り100円を基準とし、当年度預託を受けた216千円を含めて40年3月末現在で総額32,718千円となっていた。

しかしながら、前記の預託を受けた額は国民健康保険法施行規則第32条に規定する額の22.5%程度にとどまっている。当連合会は、40年度から5ヶ年計画で被保険者1人当り200円を目標に預託を各保険者に呼びかけていたが、これが目標の達成と、とくに預託の低額な市町村の預託促進について格段の指導をされたい。

監 査 員 田 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

昭和40年10月20日 監査
1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科目	予算額	各歳へ合算額	予算現額	確定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減
分租金及負担金	4,000	-	4,000	0	0	4,000	△
使用料及手数料	42,366,000	22,100,000	20,266,000	16,849,809	16,849,809	3,416,191	△
国庫支出金	30,687,000	-	30,687,000	30,951,346	30,951,346	264,346	△
雑収入	59,085,000	-	59,085,000	59,014,902	59,014,902	70,098	△
合 計	132,142,000	22,100,000	110,042,000	106,816,057	106,816,057	3,225,943	△

(2) 歳 出

科目	予算額	各歳へ合算額	予算現額	支出済額	不用額
公衆衛生費	16,591,804	15,832,684	759,120	446,055	313,055
環境衛生費	14,629,983	2,199,396	12,430,587	11,550,185	880,402
保健所費	159,147,342	156,094,030	3,053,312	1,669,024	1,385,288
医 費	117,803,900	1,046,262	116,756,738	115,680,578	1,076,160
合 計	308,172,129	175,172,372	132,999,757	129,344,852	3,654,905

2 主な業務の実施状況

(1) 食品衛生指導状況

食品営業許可	調理師免許	食品衛生監視	監視
2,464件	243件	25件	8,127件

(2) 環境衛生指導状況

(3) 医療機関の調査及び監視状況

区 分	病院	一般診療所	調剤所	助産所	産科所	計
立入検査数	794	33	137	992	846	143
営業許可件数	70	1	5	46	55	2

区 分	病院	一般診療所	調剤所	助産所	産科所	計
調査及び監視件数	39	185	71	11	35	239

- (4) 伝染病隔離科整備費補助 (倉吉市外9町村衛生管理組合) 9,572,529円
- ウ 伝染病予防生物学的製剤購入資金貸付 (鳥取ウラチン製薬協同組合) 11,000,000円
- (5) 精神衛生対策
- ウ 措置患者……685人、在院延109,615日、医療費 89,021,005円
- ク 在宅患者家庭訪問指導……延210日、延700人
- カ 鑑 定……304件
- (6) 母子衛生対策
- ウ 未熟児養育医療……給付人員121人、訪問指導755人 1,607,515円
- ク 結核児童療養医療……給付人員66人 4,377,696円
- ク 3才児童健康診査、妊娠哺乳幼児保健指導等 2,156,528円
- ク 母子健康センター設置補助 (岩美町外2町) 6,799,800円
- (7) 水道施設整備事業

(1) 歳 入

科 目	予 算 額	各 科 へ 令 達 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比
	円	円	円	円	円	円	円
(一般会計)							
使用料及手数料	44,886,000	1,137,000	43,749,000	44,130,462	44,130,462	0	381,462
国庫支出金	15,616,000	—	15,616,000	14,852,950	14,852,950	—	△ 763,050
財産収入	1,217,000	—	—	—	—	0	—
雑収入	1,712,000	—	1,712,000	1,711,500	1,711,500	0	△ 500
雑 収 入	972,997,000	—	972,997,000	975,727,409	975,727,409	0	2,730,409

- ア 小規模給水施設整備補助 (智頭町外1町) 567,000円
- (4) 水道統合整備補助 (日野町外2町) 516,000円
- 3 留置事項
 - (1) 結核児童療養医療にかかる負担金の徴収は、前年又は前々年の所得に応じて決定することとしているが、6カ月後に医療の継続給付を行なうにあたって後者の場合にかかるものについては、前年の所得を調査して負担金の決定を行なうようにしたい。
 - (2) 保健所の定期監査報告に述べているものうち当該所管事業について、本庁で措置を要する点について、検討善処を重ねて要望する。
- 商 工 指 導 課 昭和40年10月13日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 小 谷 善 高
- 1 予算の執行状況

(特別会計)							
中小企業近代化資金助成事業	136,613,000	—	136,613,000	139,295,346	136,483,246	2,812,100	△ 129,754
合 計	1,173,041,000	2,354,000	1,170,687,000	1,175,717,667	1,172,905,567	2,812,100	2,218,567

(2) 歳 出

科 目	予 算 額	繰 上 事 業 費	各 科 へ 令 達 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
	円	円	円	円	円	円
商 業 費	989,222,168	—	2,585,140	986,637,028	985,055,885	1,581,143
工 業 費	207,523,832	—	22,125,464	185,398,368	183,349,983	2,048,385
給 付 費	405,566	—	86,446	319,120	319,120	0
諸 支 出 金	2,030,000	—	—	2,030,000	1,134,239	895,761
(特別会計)						
中小企業近代化資金助成事業	130,813,000	5,800,000	—	136,613,000	132,294,760	4,318,240
合 計	1,329,994,566	5,800,000	24,797,050	1,310,997,516	1,302,153,967	8,843,529

2 主な業務の実施状況

- (1) 中小企業振興対策審議会の開催……3回
- (2) 工業診断……設備近代化促進診断外145件
- (3) 商業診断……商店個別診断外96件
- (4) 各種物産展及び見本市の開催
- ウ 開催回数……8回
- ク 出品者数……延307
- ク 即売、引合、あつせん、及び成約金額……304,554千円
- (5) 金融対策

ウ 県信用保証協会出捐金

9,658千円

(4) 同上貸付金(中小企業小口融資制度)

80,000千円

(5) 同(緊急対策資金貸付の流動資産確保資金)

15,000千円

(6) 季節金融対策貸付金(4回)

800,000千円

(7) 集中豪雨対策貸付金

30,000千円

(8) 第一回香港中国五農商品見本市参加

ウ 期 間……11.24~26

(4) 出 品 者……15社

(5) 引 合 件 数……36

- (17) 中小企業設備近代化金融資金の貸付
 - ア 集から商工組合中央金庫鳥取支店への貸付 103,500千円
 - イ 商工組合中央金庫鳥取支店から中小企業者への貸付 96件 207,000千円
- (18) 中小企業近代化資金助成事業貸付金
 - ウ 貸付企業数 56
 - エ 貸付額 128,272千円
 - オ 設備額 289,544千円
 - カ 高圧ガスの取替
 - キ 許認可 製造10件、販売51件、製造施設変更17件、販売施設変更281件、製造届出(第二種)14件
 - ク 検査 (ウ)立入、保安検査213カ所
 - ク 容量検査 679,307本
 - ク 計量検定及び検査等
 - ク 検査 定 3,446件
 - ク 検査 定 3,446件 不合格数 2,237件 (5.9%)
 - ク 計量器取締 3,446件 違反件数 177件 (5.1%)
 - ク 量目取締 2,519件 違反件数 481件 (19.5%)
 - ク 中小企業団体中央会補助 2,334,000円
 - ク 小規模事業者指導費補助(商工連合会ほか) 23,346,725円
 - ク 高圧ガス容器検査委託 10,189,605円
- 3 留意事項
 - (1) 県信用保証協会に対する貸付金で、中小企業者緊急対策資金にかか

る保証用流動資産確保のための15,000千円の利息の調定及び受入額は1,050円不足していた。留意されたい。

(2) 中小企業者に対する季節金融対策事業として緊急対策資金3億円、短期資金1億円、年末資金2億円、特別年末資金2億円並びに集中豪雨対策事業として復旧資金3千万円を地元金融機関へ貸付して、その倍額以上の資金の確保を行なわせ、更には県信用保証協会へ緊急対策資金及び集中豪雨対策資金の保証用流動資産確保のため千5百万円の貸付を行い、中小企業者の金融緩和を図っていたが、これらにかかる地元金融機関の貸付計前総額20億7427千円に対する貸付実績の把握がなされていなかった。実績を確認する必要があると認められる。

(3) 鳥取市災害復興融資金の損失の再補償については、融資総額25,744,014円(3割補償分)のうち、回収見込みのないものについて、県、鳥取市折半で40年度末までに損失補償することとし、県負担分として当年度1,000,000円、累計で5,997,877円となっていた。

なお、当年度末未回収額は7,451,204円となっているが鳥取市及び金融機関と緊密に連携をとり、さらに回収に努力し損失補償の軽減を図りたい。

(4) 中小企業設備近代化資金助成事業貸付金で、既に償還期となっているもので未償還となっているものが当年度末現在で2,812,100円(当年度調定分736,000円、前年度以前調定分2,076,100円)あったが、このうち現在なお未償還となっているものの回収整理について格段の努力をされたい。なお、従来から指摘している違約金の徴収については、この貸付金が無利息であることにかんがみても検討されたい。

また、この資金の貸付額は年々増加し、しかも、前記のとおり償還

金の滞納も相当額あり、貸付ならびに償還事務は年をおつて複雑化してくるので、貸付ならびに償還の状況をさらに明確にしておくため台帳を整備することが望ましい。

(5) 計量法第88条但書の規定により検定所以外の場所での計量器の検定を受ける者は、計量器検定期規則第8条による申請書を提出し、かつ、同規則第10条によつてその検定を行うに要する職員の旅費その他の費用に相当する金額を納付しなければならぬことになっているが、この条項に基づいて実施した検定で、申請書の提出されていないものおよび検定に要した職員の旅費で測定収入もれとなっているものがあつた。さらに的確な事務処理をされたい。

(6) 物産館、工業試験場については、それぞれの監査報告で述べたとおりで、本庁で措置すべき点もあるので、これらについて検討善処を重ねて要望する。

工業開発課 昭和40年9月25日監査
 監査委員 萩 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

当該は昭和40年4月1日機構改革により企業誘致業務の担当課として旧商工課から分離して新設されたものである。したがつて、昭和39年度予算の執行ならびに主な業務の実施状況は旧商工課で執行したものであり、そのうち当該の所管となつたものを提示すると次のとおりである。

1 予算の執行状況

歳 出

科 目	予 算 額	各課へ令連額	予 算 額	支出済額	不 用 額
工業集費	1,250,000	240,999	1,009,001	939,813	69,188

2 主な業務の実施状況
 (1) 工場誘致事業
 下記3企業の誘致決定

企 業 名	本 社 所 在 地	資 本 金	立 地 地 点	主 要 生 産 品 目
大谷製鋼(株)	大阪市	28,000千円	境港市外港理立地	製鋼、圧延ほか
(株)オーザボー クスラッキ	大阪市	12,000	八雲郡用瀬町	紳士服縫製
(株)栗村製作所	尾崎市	120,000	米子市夜見	機械用ポンプ

(2) 工場集団化指導
 協同組合米子鉄工センター……組合員 19企業
 協同組合境港木材工業センター……組合員 9名

労働課 昭和40年9月21日監査
 監査委員 萩 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳入

科目	予算額	各課へ各課連額	予算現額	確定額	収入済額	収入済額に比し増減
国庫支出金	830,000	—	830,000	841,000	840,200	9,800
諸収入	15,825,000	—	15,825,100	15,756,431	15,756,431	4,557
合計	16,655,000	—	16,655,100	16,597,431	16,596,631	74,157

(2) 歳出

科目	予算額	各課へ各課連額	予算現額	支出済額	不用額
労政費	34,435,000	—	34,435,000	33,994,470	440,530
総務管理費	7,246	—	7,246	7,246	0
合計	34,442,246	—	34,442,246	34,001,716	440,530

2 主な業務の実施状況

- (1) 第18期県地方労働委員会委員の改選 (39年12月6日)
- (2) 労働講座、労働問題講演会、労使懇話会等の開催 (延49回)
- (3) 中小企業従業員に対する住宅資金の貸付 (県貸付金15,000千円に対する山陰労働金庫の従業員への貸付実績36,680千円)
- (4) 月刊紙「労働鳥取」の発行 (月1,200部)
- (5) 労働組合体育大会、勤労者写真展の開催
- (6) 労働情勢調査
- (7) 基本調査 (39年6月末現在)

労働組合数	組合員数	対前年度増減		組合員率
		労働組合数	組合員数	
443組合	46,445人	△42組合	1,717人	42.6%

(4) 労働争議調査

争議の種類	争議行為を作ったもの	争議行為を作られたもの	労働損失数
争議件数	参加人員	参加人員	参加人員
47件	11,043人	44件	10,059人
		3件	90人
			18,813日

(7) 労働相談業務

3	8	年	度	3	9	年	度
労働者	使用者	計	労働者	使用者	計		
212件	390件	602件	185件	413件	598件		

3 留意事項

- (1) 県年少労働者福祉員連合会の行なう年少労働者優良従業員の表彰用という名目で15,045円の賞品を購入交付していたが、交付申請、受領書ともになく、また、その使途が不明であった。当該連合会から交付申請書をしてその使途を把握したうえ交付し、更にその実績を確認されたい。
- (2) 労働組合体育大会の実施を県体育協会に委託し、委託料50,000円を

(1) 歳入

科目	目	予算額	各課連額	予算現額	確定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減	
								円	円
分租金及負担金		280,000	—	280,000	—	0	0△	280,000	円
	使用料及手数料	538,000	—	538,000	420,301	420,301	0△	117,699	円
国庫支出金		65,047,000	—	65,047,000	—	—	—	—	円
	財源収入	4,120,000	—	4,120,000	49,894,379	49,894,379	0△	15,152,621	円
諸収入		926,000	—	926,000	—	—	—	—	円
	計	70,911,000	—	70,911,000	50,315,535	50,315,535	0△	15,549,467	円

(2) 歳出

支出していたが、精算報告書をして、その実績を確認されたい。

- (3) 物品取扱主任の持つ物品整理簿および職員別備品貸与簿の整理が不十分であった。また、運動手当整理簿の事実確認の記録のもれているものがあつた。それぞれの確かな事務整理をされたい。

(4) 労務事務所については、所の定期監査報告で述べたとおりである。

職業安定課

昭和40年9月22日現在

監査委員 浜田 庄平
同 中田 玉平

1 予算の執行状況

科目	算入	算出	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越
労 務	1,873,000		89,000	1,787,000	1,562,985	134,035	
職業訓練費	24,124,000	14,523,000	30,173,428	40,535,372	29,927,014	14,608,358	
失業対策費	49,421,000		43,040,413	25,580,387	23,227,438	5,312,949	
事務管理費				5,214	3,214	0	
合 計	127,420,000	14,523,000	73,250,241	48,905,972	50,850,633	18,055,340	

2 主な業務の実施状況

- (1) 新規学卒者就職対策
 - ア 中学校卒業者……就職者2,348人 うち県内767人(32%)
 - イ 高校卒業者……就職者4,360人 うち県内1,795人(41%)
- (2) 広域職業紹介
 - ア 一般常用就職……県外からの求人11,040人に対し1,763人
 - イ 臨時季節労働就職…… 2,593人 1,815人
- (3) 職業訓練指導(県職業訓練協会委託)
 - ア 監督者訓練20人 イ 追加訓練52人 再訓練74人
- (4) 技能検定(9職種)
 - ア 技能競技大会……1級参加 140人 技能証交付 104人
 - イ 2級 137人 69人
 - ウ 技能検定……1級受験者 118人 学科試験合格 7人 検定合格 76人
 - エ 2級 43人

- (5) 職業訓練指導員の講習及び免許
 - ア 講習修了者 296人 免許数 306人
- (6) 内職あつせん……27職種 グループ 1,420人 個人795人
- (7) 中高年令失業者就職促進
 - ア 公共職業訓練 148人 イ 職場通用訓練 41人
 - ウ 就職指導 5,850人
- (8) 職業訓練(鳥取総合職業訓練所への委託分を含む。)
 - ア 10職団定員延 450人 修了者 388人
 - イ 修了者うち県内就職 266人 県外就職 90人
- (9) 事業内職業訓練
 - 中部建築共同職業訓練協会外 4団体 2職種 訓練生 223人
 - 補助金 420,000円
- (10) 失業対策事業
 - ア 日雇労働者雇用促進 就職受取金貸付による常用化 75人 2,250,000円
 - 雇用奨励金交付 40人 2,055,500円

- イ 緊急失業対策
 - 道路整備事業(補修、補装、改良等) 4,331,750円
 - 吸収人員56,635人 事業費 56,314,257円

- (5) 物品取扱主任の持つ職員別備品貸与簿および物品整理簿の整理が不十分であった。整理されたい。
- (6) 内職公共職業指導所、職業訓練所については、それぞれの定期監査報告に述べたとおりで、本庁において措置すべき点については、後付善処を重ねて要望する。

- 3 留意事項
 - (1) 企業の法定と経営の合理化を図る目的で、監督者訓練、技能士再訓練及びプログラムの建築技術の講習会を100,000円で県職業訓練協会へ委託しているが、実施計画は約430人延48時間であるに対し、計算書は146人延22時間となっていた。委託契約では「県の承認を得ないで実施計画を変更してはならない。」となっており、上記の変更にあたっては口答による協議並びに承認をしたとしているが、とくに実施時間が大巾に減少していることは経費の額に影響することを考慮して、変更承認にあたっては明確な事務手続きを行なう必要がある。

保を明確化しておかれない。

昭和40年9月28日監査
監査委員 坂田 庄二
同 新見 修

- (2) 倉吉職業訓練所の建物は、同所にある管理棟により作成した定期監査資料によると419,460坪(約1,386,730㎡)となっていたが、公有財産台帳では1,510,420㎡となっている。現地での照合確認を行なわれない。
- (3) 失業対策事業に伴なう日雇労働者紹介寄場(鳥取市行徳地区)の敷地は、鳥取市から無償で借り受けているものであるが、契約書による貸借期限は既に経過しているにもかかわらず、鳥取市に有料とした意向があつて、監査当時未更新のままであつた。放置しておくことは適当でないので早期に円満解決し、貸借関係を成文化しおかれたい。
- (4) 貨物自動車一台を従来から教材用として雇用促進事業団鳥取総合職業訓練所に無償で貸し付けているが、契約書による貸付期限は昭和39年3月31日までとなっており、監査時現在期限切れのままとなつていないことは適当でない。物品取扱規則による貸付手続きを行ない貸借関係

1 予算の執行状況

(1) 歳入

科目	目	予算額	確定額	収入済額	収支差額	入金率	予算達成率
(一般会計)	国庫支出金	10,936,000	10,926,500	10,926,500	0	0	9,500
	財産収入	242,000	247,500	247,500	0	0	5,500
(特別会計)	歳入	980,000	6,238,000	4,838,000	1,420,000		3,858,000
	鳥立木山園光 会館事業	36,718,000	35,354,067	35,354,067	0	0	△1,363,933
合 計		49,876,000	52,786,067	51,366,067	1,420,000		2,490,067

科目	予算額	繰越事業費	名簿へ合算額	予算現額	支出済額	不用額
(一) 一般会計						
観光	44,225,000	2,090,000	2,974,039	47,281,924	47,281,924	0
農工商建設費(借入金)	1,550,000	-	1,550,000	0	0	0
(特別会計)						
県立大山観光会館事業	34,718,000	-	1,773,254	34,942,746	33,578,813	1,363,933
計	102,903,000	2,090,000	17,208,293	89,784,707	83,849,837	5,434,870

(2) 歳出

- 2 主な業務の実施状況
- (1) 観光総合審議会開催 3回 同小委員会開催 6回
 - (2) 観光と物産展等の開催 8回 延144日 2,082千円
 - (3) テレビ、キヤラバン、映画、その他観光宣伝 6,146千円
 - (4) 大山観光国立公園施設整備事業(駐車場、公衆便所、園地) 19,366千円
 - (5) 山陰海岸国立公園施設整備事業(公園道) 6,200千円
 - (6) 三朝東郷国立公園施設整備事業(道路、橋) 2,900千円
 - (7) 奥日野国立公園施設整備事業補助(日野町外1) 113千円
 - (8) 国民保養温泉地施設整備事業補助(三朝町) 1,000千円
 - (9) 県立大山観光会館整備事業(陸橋) 1,245千円
 - (10) 商工建設災害復旧事業(大山観光国立公園道路外1) 1,560千円
- 3 留意事項
- (1) 観光総合審議会の開催にあたり、委員に事故があるためその代理者

が出席した場合、当該委員の出席があつたものとして報酬及び費用弁償を支出することは適当でない。代理出席を認めることによつても審議会の円滑な運営が図られ設置の目的が達成し得るものであるならば、同審議会設置条例に、代理出席についての規定を設けるべきである。

(2) 観光光連盟に対して補助金450,000円を交付しているが、補助金交付申請書における補助対象事業の経費の配分が、実績報告書において大巾に変更されていることがある。補助対象事業の変更に伴い経費の配分が一定割合以上増減することとなる場合は、変更承認の手続きをとることの補助条件を付すことが適当である。

(3) 三朝ユーエスホテルの敷地は、地元町有地を無償で借り受けているものであるが、監査当時この貸借契約が未締結であつた。早期に契約を締結されたい。なお、休憩舎、展望台等県が観光施設を設置している土地の所有者との貸借契約の未締結となつているものの締結の促進

についても一層努力されたい。

(4) 大山頂上小屋の一部を大山国立公園協会長に有償で貸し付けているが、この貸付契約書に貸付部分の面積が表示してなかつた。貸付料の算定には直接関係はないようであつたが、貸付対象物件は契約書に明確に表示しておかれたい。

(5) 大山国立公園整備事業に対する地元協力費で未納となつているものが当年度末現在で1,420,000円(38年度以前割定分)あるが、現在なお未納となつているものの収納促進に一層努力されたい。

(6) 大山観光会館については、その経費を委託している県福祉事業団の監査報告で述べるとおりである。

農政企画課 昭和40年10月26日監査

監査委員	浜田 庄二
	中田 玉平
	小谷 豊高
	新見 高修

1 予算執行について
昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

科目	目	予算現額	固定額	収入済額	収支差額
使用料及び手数料	収入	30,000	24,347	24,347	0
	支出	272,769,000	269,912,095	269,912,095	0
	計	272,769,000	269,912,095	269,912,095	0
国庫支出金	収入	0	4,381,427	4,381,427	0
	支出	5,128,000	3,450,826	795,854	2,654,772
	計	5,128,000	3,450,826	795,854	2,654,772
財産収入	収入	277,927,000	277,788,493	275,113,721	2,654,772
	支出	0	0	0	0
	計	277,927,000	277,788,493	275,113,721	2,654,772

歳出

科目	目	予算現額	支出済額	不用額
農産費	収入	119,176,140	115,379,858	3,796,282
	支出	3,075,773	1,100,000	1,975,773
	計	3,075,773	1,100,000	1,975,773
高産奨励費	収入	2,958,590	2,958,590	0
	支出	125,210,503	119,438,448	5,772,055
	計	2,958,590	2,958,590	0

2 主な事業の執行状況

事業名	金額	備考
(補助事業)		
市町村農業委員会	14,957,809	鳥取市外39市町村
県農業会	5,257,000	単県分1,800千円、全額国庫分3,457千円
農山漁村開発対策	9,948,000	共同作業場1棟、共同利用農機具(耕作機、脱穀機等)38台、共同倉庫1棟、農道(2ヶ所)1,201.8m
農業構造改善(施設)	207,674,084	米産町外9地区、土壌改良費146,560千円、産直近代化施設58,794千円、附属事務費等
大型農業機械	7,080,770	中蔵管理所(バイナ機道)1機トランクロー1台
収得価格導入	8,600,000	コソバイソ1台、フライナー1台

事業名	工事費100万円以上			工事費100万円以下			合計
	工種別件数	完成件数	未検査件数	工種別件数	完成件数	未検査件数	
山形	75	80	81	—	45	—	120
林道	17	20	19	21	2	2	42
災害林道	1	1	1	2	3	3	7
農林道	29	42	26	—	—	—	77
農林道改良工事	107	55	107	400	—	—	507
団地造成工事	—	—	—	2	13	13	15
その他造成工事	21	203	236	122	490	58	725

- (注) 1 中間検査欄には出来高検査を含む。
 2 完成検査欄には手直し検査を含む。
 3 事務検査欄には中間事務検査を含む。なお、県が事業主体である工事については、実施していない。

3 留意事項
 (1) 補助事業に係る検査結果通知の取扱い方については、地方農林振興局の定期監査報告「共通的事項」の項で述べたとおりである。留意されたい。
 (2) 工事検査の結果、コンクリートの厚さ不足、鉄筋のモルタル不足、盛土不足等の手直し指示を行なった確認を地方農林振興局職員に行なわせているが、手直し指示に対する確認も検査(完了)行為とみなされるので、該検査員に任命して行なわせることが適当と史料される。検討肯知されたい。

なお、手直しの指示は、手直し箇所、出来高不足数量及び完成期限等を明確にされたい。
 (3) E事の中間検査は、工事件数271件(100万円以上231件、100万円以下490件)に対し、178件(100万円以上121件、100万円以下57件)で僅か24.7%を実施しているに過ぎない。当該が設置された初年度でもあるが、さらに充実した検査執行体制を確立し、中間検査を完全に実施して不況工事発生の未然防止に一層努力されたい。
 (4) 単項工事の中には完了検査の終了しているもので、現地と設計図面が相違しているもの、取壊検査の後始末が遅延しているもの、検査の

結果指示事項に対する確認が十分でないものなどがあつた。検査は厳正に実施し、指示事項の確認についても、該工事の検査員命書に記載する等の処置を執られたい。

農 業 経 済 課 昭和40年10月28日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 修

1 予算執行について
 昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

区分	科 目	予算現額		測定額		収入済額		収入未済額	
		円	円	円	円	円	円	円	円
一般会計	国庫支出金	139,925,000	131,005,369	1,584,373	1,484,173	100,200	0	0	0
	諸 収 入	1,494,000	1,584,373	1,484,173	1,484,173	100,200	0	0	0
特別会計	国庫支出金	30,132,000	28,825,000	28,825,000	28,825,000	0	0	0	0
	繰入金	17,432,000	16,733,000	16,733,000	16,733,000	0	0	0	0
	繰越金	5,000	440,302	440,302	440,302	0	0	0	0
	繰入金	16,833,000	18,796,507	18,796,507	18,796,507	0	0	0	0
	繰越金	64,402,000	64,794,809	64,794,809	64,732,609	62,200	0	0	0

区分	科 目	日 目	予算現額		支出済額		未 用 額	
			円	円	円	円	円	円
一般会計	農 業 費	農 業 費	146,487,801	129,079,648	17,408,153	0	0	
	農 業 費	農 業 費	1,463	255	1,208	0	0	
特別会計	農業改良資金貸付事業費	農業改良資金貸付事業費	64,220,000	63,625,415	594,585	0	0	
	計	計	64,220,000	63,625,415	594,585	0	0	

2 主な事業の執行状況

事 業 名	金 額	備 考
(補助事業)		
農業金融対策	57,295,527	(親子組約) 農業近代化資金42,615,399円、災害融資14,279千円、農林水産振興資金509,649円
農業協同組合組織	10,685,602	合併12組合、持分農業5組合、営農指導員15組合、合併組合育成5組合、合併施設1組合、農協中央会
農業共済団体指導	66,637,610	農業家畜共済組合事務費83,778千円、家畜診療所整備954千円、家畜共済加入奨励金1,925,610円
電気導入施設	728,000	日南町5戸、赤崎町5戸
(その他)		
農業信用基金協会出資	11,630千円	39年度未現188,470千円
農業近代化資金利子補給承認	国庫対象、個人農協3,575件(571,891千円)、共利利用施設18件(150,550千円)、専農53件(21,063千円)	
農林漁業資金の導入	公庫資金の貸付決定2,180件1,068,660千円	
農業協同組合検査	67組合(全面検査22組合、部分検査5組合)	
農業協同組合合併	12地区、53組合	
農業改良資金	39年度貸付61,450千円、38年度未貸付現在額82,019千円	

3 留意事項

- (1) 農業者教育資金の貸付並びに教育事務を鳥取県信用農業同組合連合会に委託し、同連合会が当該年度内に交付した貸付金の累計額のうち1分5厘に相当する額及び当該年度内に返済を受けた借入金の累計額1の7厘5厘に相当する額の合計額を委託事務手数料として交付することを契約し、27年度に1,054,000円を交付している。39年度に属する貸付額41,450千円のうち、年度内に同連合会が交付した貸付金の額は38,438,000円、同じく返済を受けた額は17,792,943円で、これをもととして約定による委託手数料を算定すると1,010,017円となり、前記交付済手数料の額1,054,000円は45,983円の過払となっている。この原因は約定の誤解及びこれに伴う手数料算不足のためか、約定上翌年度に属するものも含めて貸付額を61,279,000円、償還額を18,242,000円として手数料を算定したためと思われる。契約の約定及び会計年度区分を守るようにされたい。
- (2) 鳥取市朝山に所在の元鳥取県立農業協同組合講習所の施設(64.5坪)を、農協職員養成、教育施設として使用することを条件に農業協同組合中央会へ無償貸付けしているが、使用の実体及び同建物に対する火災保険料の負担方法等については問題点がある。実情を調査し併せされたい。
- (3) 農協中央会事業活動促進費補助金(農業講習所分)の交付を受けて、同会が38年度に講習施設整備資金として積み立てた30千円の処置については、同会の監査報告で指摘したとおり未措置のままであった。早急に適切に処理するよう指導されたい。
- (4) 農業協同組合組織整備事業で、39年度に合併補助金2,260千円を交

付し、12地区55組合を合併し、全体計画174組合に対し130組合(達成率74.8%)の合併を完了していた。農業協同組合併成法の助成措置の適用は41年度が最終年度であるからして、適用期間内に未合併地区の合併促進に一層努力されたい。

(5) 農業共済事業で、農業共済組合連合会が行なう、農作物損害評価実施に対し補助金359千円を交付していたが、評価実施に使用する器具は32年度〜35年度に補助金(全額国補)を交付して整備した後更新がなされず、相当老朽化しているものもある。評価実施は農家の利害に直接関係するので、実態を調査し更新措置につき配慮の要がある。また、上記補助事業により取得させた器具類の原価管理が十分でない。台帳を備えて記録整備する等配慮されたい。

(6) その他については地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりである。

農 産 団 体 課 昭和40年10月27日 監 査 員 浜 田 庄 二 同 新 見 修

1 予算の執行について

昭和39年の歳入、歳出状況は次のとおりである。

科 目	予算現額	既定額	収入済額	未済額
使用料及び手数料	1,245,000	1,194,630	1,194,630	0
国庫支出金	5,871,000	5,866,366	5,866,366	0
省 附 金	20,000	20,000	20,000	0
借 入 金	100,000,000	100,594,518	100,594,518	0
計	107,136,000	107,675,514	107,675,514	0

歳 出

科 目	予算現額	支出済額	未用額
農 業 費	108,759,585	108,525,067	234,518
総 務 費	123,513	123,513	0
計	108,883,098	108,648,580	234,518

2 主な事業の執行状況

事業名	金額	備 考
(補助事業)		
主要農作物生産管理	1,032,184	種子協会 採種管理 800,184円 農産物改善事業 232,000円
果樹経営改善事業	2,230,000	運水施設 830千円 (岩美町) 排水施設 400千円 (米子市)
企業合理化試験研究	1,575,000	果実選、ネクター製造加工、事業費 46,500千円
有害虫防除	1,251,000	甜いもち防除、鳥取市外17(防除面積1.48ha) 甜いもち防除、鳥取市外11(防除面積50ha)
土壌病害虫防除	1,092,750	甜いもち防除、鳥取市外11(防除面積50ha) 土壌病害虫防除、鳥取市外6(防除面積15ha)

3 留意事項

- (1) 植物防疫費、原材料費よりしやがいがの消毒農業購入経費55,360円を支出しているが、需用費、(消耗品費)より支出すべきである。
- (2) 産米改良事業で、優良品種の普及、乾燥調整、品質改善等の指導に要する事業費275,000円に対し、補助金100,000円を交付しているが、該補助金交付申請書の提出並びに補助金交付決定通知が事業完了日直前に行なわれている事務処理は当を得ない。事業着手前にこれらを行なうべきである。また、補助金交付申請書の事業計画は、事業担当の記載のみで、その事業量が不明であり、これに基づいて交付決定している処置は妥当でない。補助事業計画は事業項目毎に具体的、数量的に記載申請させるべきである。
- なお、実績報告が致されていないこと並びに検査結果通知、額の確定通知が行なわれていないので早期に告知されたい。
- (3) 特産物振興政策費で、年内に専売公社より葉たばこ収納代金の支払

中山間地機械化 奨励費	加配機3台、人力用播種機3台、刈取機1台、背負刈取機2台、生草機2台
果樹農業振興対策	採種管理3ヶ所、母樹園(くわ)3ヶ所、5a、かき計画地栽培実生園4ヶ所
特産物振興対策	葉たばこ産地改良利用試験地4ヶ所、加工トランプ機は1ヶ所、知能7袋導入実験は5ヶ所、わさび育苗ほろ3ヶ所等、ネクター設備ほろ3ヶ所、特産物振興費は2ヶ所、移出ネクター設備ほろ3ヶ所、特産物振興費は11ヶ所等
貸 付 金	葉たばこ産地改良年買金100,000千円(年利3分5厘) 貸付農家数1,677人
低産農業倉庫設置	1ヶ所(米子市)
農業委中散布	実施面積10,105ha

- を受けられない農家は行方不明なため、補助金を未済とするなど、各地には悪質として、補助金を交付していないが、補助金を未済とする農家は、農家は農家に貸付けた場合の果への報告義務が履行されておらず、補助金の運用状況の把握が十分でない。予備金等の確保にかんがみ、その処理に当っては、より慎重を期すことである。
- (4) 田畑改良(2ヶ所、補助金230千円)、果樹振興・苗木生産(1ヶ所、補助金200千円)等、果樹補助事業の実施により取得した財産の他の制度についての補助条件及び記録管理が十分でない。古帳を揃えて整理し、取得した財産の物の使用を図るよう指示されたい。
- (5) 特用作物及び特産品等の振興を図るため、試験は、指導は委託設置しているが、設置運営費を定めていないものが多く、委託契約書も簡単なもので形式的に処理されているからいがある。事業の委託に当っては、実施方法、損害補償、生産された物品の補償、事業完了の確認方法等詳細に約定し、事業の効率的執行に配慮されたい。
- (6) 果樹園経営改善の促進を図るため、35年に実施果樹(車道町人橋8畝17名)を設置し、県が導入したスプレーマシン1台、トラクター1台を貸し付けていたが、貸付契約に定める受領書が返されていない。受領書を返し物品の適正管理に努められたい。
- (7) その他については、各地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりである。

昭和41年6月23日現在
 職員 森 田 庄 三
 同 中 田 良 平
 同 谷 高 志
 同 新 井 隆 彦

1. 貸付執行について
 昭和39年度の貸入、貸出状況は次のとおりである。

目	予算現額	決定額	収入済額	未収入額	収入済額	未収入額
	円	円	円	円	円	円
貸付執行手数料	6,236,030	2,855,603	2,855,603	0	0	0
国庫支出金	41,933,000	35,332,077	35,332,077	0	0	0
財源収入金	1,930,000	2,677,812	2,677,812	0	0	0
借入金	4,255,000	6,916,000	6,255,000	0	0	0
計	25,776,030	24,451,102	24,011,398	2,330	437,384	437,384
	82,220,000	72,232,594	71,131,890	2,330	437,384	437,384

貸 出

科目	予算現額	支出済額	未収入済額	未収入額
	円	円	円	円
畜産費	146,521,316	124,895,194	15,290,000	6,366,122
雑費	76,920	76,920	0	0
計	146,598,236	124,972,114	15,290,000	6,366,122

2 主な事業の執行状況

事業名	金額	備 考
(補助事業)		
畜産コンサルタント	1,670,000	コンサルタント15名、調査分析12事例、クローン育成24、技術研修5回等
食糧出荷合理化促進施設設置	2,474,000	立寄処理所190.08㎡
学校給食用牛乳供給	25,175,931	供給量5,200石
小規模草地改良	6,136,600	草地10地区59.4ha、牧場4地区11,700㎡
大規模草地改良	1,141,000	給水施設1,735㎡、牧場4,083㎡
飼料栽培奨励(施設)	6,848,000	共同利用施設17箇所
大規模草地改良	7,853,000	道路835㎡、草地改良36ha
種牛の導入	8,720,000	米屋産種雄牛1頭、種雌牛1頭(乳牛)
貸付牛の導入	10,871,200	乳牛100頭、和牛100頭
果樹牧場(整備)	39,706,000	5も線路分15,360千円、用地内立木の購入
	2,940,000	道路440m

3 留意事項

- (1) 生乳調整事業で、鳥取県酪農会議に対して補助金253,000円(事業費530,000円)を交付しているが、同会議より提出の補助金交付申請書の補助事業計画は事業項目の羅列のみで、その事業量が不明であり、かつ、これに基づき交付決定している処置は当を得ない。補助事業計画は各事業項目毎に具体的に記載させるべきである。
- なお、該補助金の交付申請書の提出並びに同交付決定通知は補助事業完了直前に行なわれている。早期に事務手続きをとるべきである。

また、交付決定通知に当り、補助条件が附されていない。補助事業が適正に執行されることを確保するための「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第7条に掲げる補助条件を必ず附し、検査結果通知を早期に行なわれたい。

- (2) 家畜導入事業で、乳牛、和牛の多頭化飼育の推進と畜産経営の改善を図るため、県下農業者に対して39年度末において国有牛327頭(乳牛176頭、和牛151頭)、県有牛593頭(乳牛273頭、和牛220頭)を貸付していることとなっているが、再貸付、死亡等のこともあり、現有貸付頭数は個とその管理の実体は個が必ずしも十分に行なわれていると思料されないので、少くとも貸付牛管理整理簿並びに物品整理簿の照合整備は厳に行ない、適正管理に配慮されたい。

- (3) 家畜市場の再編整備については、畜産団体の整備統合とあわせて指導し、2市場を廃止し、現在14市場を使用しているが、最近1年間に於ける県下1市場1日当りの平均取引頭数は、牛142頭、豚304頭で、大半の市場は家畜取引の頭数が法令で定める最低基準(1市場平均1日当り牛250頭、豚500頭)を大きく下廻っており、ために家畜取引の合理化と価格形成の適正化を阻害する要因の一つとなっているので、地域内における家畜の生産及び流通状況並びに交通の発達等を勘案し市場整備の推進になお一層努められるよう望む。

- (4) 放牧用地貸付事業で、中山町財産区より放牧用地(749.58㎡、借料121千円)を借り受け、農林省種畜牧場に昭和35年から毎年無償で貸付けている。該放牧用地所在の県の元有家畜管理指導所(本道平家建97坪)も同牧場に38年度まで毎年度無償貸付していたが、39年度は貸付契約の更新は行なわれず、管理状況は不明で、財産台帳にも登録され

ていない。早期に前定の事務手続を執らねたい。

- (5) 畜生振興事業で、種雄牛の選別能力を適確にはするするため、県内で供用する種雄牛の後代検定を全国種畜改良会鳥取県支部へ委託し、委託料50千円を支出しているが、事業最終決定前に委託料の額について契約していることは当を得ない。また、事業の実施計画は検定種雄牛8頭、検定子数274頭に對し、実績報告を受けたものは検定種雄牛3頭、検定子数135頭(外に38年度までに検定済のもの160頭)で、事業計画を相当下廻っている。しかしこの外に実施した検定種雄牛4頭、検定子数43頭があるが、この実績報告は未提出で確認されていない。契約に當つては、事業量を明確にし、実績の確認に努められたい。
- (6) 小規模草地改良事業で、39年度補助金6,134円を交付し、草地59.4ha(10地区)、牧欄11,700m(4地区)を実施していた。この事業は28年から集約牧野造成事業として開始され、39年度末現在745.92ha(事業費70,603,057円)の草地改良を実施しているが、改良面積の約30%は未利用のままとなっている状況である。事業着手に當つては、対象地区の諸条件を事前に精密に調査することが先決であり、事業完了後においては、管理利用が適正かつ高度に行なわれるよう指導の徹底を期することが大切であるので留意されたい。
- (7) 畜産伝染病予防事業で、ひな白痢菌の自衛防疫を推進するため、39年度消毒器具3セット(142,700円)を購入し、鳥取振興局を通じて種畜場(3ヶ所)へ借用証のみを貸出して貸出していたが、貸付を目的とした物品については、貸付契約によるかまたは別に規定を設けて保管管理する措置が必要である。
- (8) 大規模草地改良事業で、溝口町畔水原はか2団地に草地66ha、道路

655m(事業費10,498千円、うち59年度繰越2,644千円)を限管で施工しているが、関係土地所有者より「限管により大規模草地改良事業を実施することに同意する」旨の同意書を徴したのみで、該事業の施行、完了後の引き渡し、維持管理等については、何ら約定されておらず、また事業実施についての要綱等も定められていない。要綱等を定め、土地関係者と具体的に約定すべきものと考えられるので、留意されたい。

(9) 畜産経営技術指導事業で畜産コンサルタント事業費1,670千円に對し、全額補助金(国補2分1)を交付していたが、事業経費のうちには、図が示した実行単価上限額を上廻つて支出されていたものがあつた。また、検査の結果、是正措置を命じていた事項があつたが、これについての確認が行なわれていない。事業経費の検査を厳正にされたい。

(10) 県営牧場整備事業で、39年度発生牧道災害復旧(通所小林牧道)事業費427千円に對し県費補助金170千円を単本町に交付していたが、この牧道は県営牧道として陸上自衛隊に工事を委託し、完了後35年11月21日に限はこの牧道の維持管理を単本町に依頼しているものであり、同町に對し補助金を交付していることはおかしい。該施設の所屬がいまいである。施設の所屬を明確にされたい。

昭和40年10月29日監査

1 予算執行について

昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

科 目	予算現額	歳入、歳出	収入済額	収支差額
使用料及び手数料	21,000	30,959	30,959	0
国庫支出金	14,540,000	10,888,877	10,888,877	0
府 附 金	110,000	110,000	110,000	0
計	14,671,000	11,029,816	11,029,816	0

歳 出

科 目	予算現額	支出済額	不 要 額
農 業 費	3,094,882	1,976,633	1,118,219
總 務 費	12,130	12,130	0
計	3,107,012	1,988,793	1,118,219

2 主な事業の実施状況

事業名	備 考
畜産技術普及	県下55カ所に展示普及所を設け、新技術の展示を行なった。

農園地増進	飼料性畜品種の繁殖管理技術の普及、普及センター16カ所(1カ所5a)
農園地増進 農園地増進 飼料性畜品種 省力養蚕総合指導 自然上ぞく指導 施設投資	飼料性畜品種の繁殖管理技術の普及、普及センター16カ所(1カ所5a) 共同防除の指導、農園面積184ha、芽枯病62ha 農園面積105万本 4ha、20万本(10a当り生産本数4,400本、補助金5,500円) 主な発生地増進市外6町村、400ha(2回目の防除1ha当り2千円補助) 3カ所(1集団5ha以上)、補助金1カ所187千円 指導指導6カ所を設置、年間未熟育、上ぞく及び養蚕管理の省力化を指導。 大栄町余子農協、自然上ぞく部の購入経費に對し補助(1年度22千円)

3 留意事項

- (1) 養蚕病害防除事業で、共同防除の指導用として薬が薬剤を購入し、39年度に農協約186ha芽枯病62ha、桑苗消毒105万本の防除指導を行なつていたが、農家自身の防除態勢確立につき指導し、桑園地増進の向上に努められたい。
- (2) 桑園薬害化事業で、1集団5ha以上の桑園桑園を設置した3カ所に對し補助金561千円(1カ所187千円、補助率は事業費の3分の1以内)を交付していたが、補助金の交付決定に當り補助対象事業が明定されていないため、振興局によつて補助率が異なる結果を生じている。事業費の査定基準を定めるなど適正処置に配慮されたい。
- (3) 元西佐養蚕指導所の建物(616.61㎡)の一部を企業村西部建設事務所に216.54㎡鳥取県西部養蚕振興会に39.6㎡それぞれ使用許可しているが、同指導所は昭和37年5月西部総合事務所に移転し、その用途を廃止しており、今後においても使用見込がないのにおおむね財政として農林部で管理されている。「鳥取県公有財産事務取扱規則」の定め

るところにより早急に所定手続を執らねばならない。

事務	型	昭和三十九年10月1日現在
	監査委員	坂田 庄三
	同	中田 玉平
	同	小谷 善高

1 予算執行について
昭和三十九年度の繰入、繰出状況は次のとおりである。

科目	目	予算現額	割定額	収入済額	未済額	収入額
分相金及び貸付金		3,604,000	3,603,750	3,603,750	0	0
使用料及び手数料		6,776,000	3,713,187	3,713,187	0	0
国庫支出金		269,146,000	266,258,330	266,258,330	0	0
国庫収入		12,290,000	12,290,000	12,290,000	0	0
国債収入		22,000,000	22,000,000	22,000,000	0	0
繰上		312,816,000	307,865,267	307,865,267	0	0

繰出

科目	目	予算現額	支出済額	未済額	収入額
林業	費	336,302,535	334,299,130	2,003,405	0
農林水産施設改善費	費	3,234,947	3,152,606	82,341	0
繰上	費	197,175	195,175	0	0
計		339,734,657	337,648,911	2,085,746	0

2 主要事業の執行状況

事業費	金額	備	考
(補助事業)	(補助金)		
組合合併施設整備	1,200,000	3 森林組合	
農林施設整備	5,600,000	7 森林組合、林材機5台、自動車1台、刈払機14台	
林道開設	8,052,000	3 路線2,954m	
林道改良	8,005,800	幹線4路線、その他5路線	
山村振興林道	8,514,000	3 路線2,902m	
林道施設改善	6,901,251	35年災6路線(250m)、38年災7路線(295m)、39年災半災8路線(440m)	
(営林事業)	(購買費)		
森林道	45,857,400	智頭工区1,420m、船岡工区1,386m	
林道開設	14,464,000	2 路線1,098m	
治山	210,107,898	一般治山79カ所、地すべり防止1カ所、小規模治山25カ所、特殊緊急治山28カ所、緊急治山7カ所	
(その他)			
森林計画樹立		日野森林計画区、森林調査面積41,284㎡ 八頭森林計画区、森林調査面積(図化)19,320㎡ 農山村協同組合連合会〜2,000千円(運営資金)	
貸付金		備前地区の早期返済金にあてるため果樹連〜10,000千円	
保安料損失賠償	72箇所、66,774㎡、賠償金1,170,268円		

3 留意事項

(1) 39年度において森林道(八頭中央線)事業を延長2,806m(智頭地区1,420m、船岡地区1,386m)、工事請負費45,851千円で実施していたが、両地区とも2ヵ月以上の工期の延期を承認しているのに、前

金法に対する保証契約の変更が行なわれておらず、定つてこの期間中は、「鳥取県建設工事執行規則」第42条に規定する保証事業会社の保証のない前金が支払されることがもなり違法でない。事務処理の適正を期し契約の安全を確保されたい。

(2) 林業振興事業で、新設協会が行なう木炭検査附製作用の経費計画262千円(荷票1,050千枚)に対し県補助金50千円の交付を行なつていたが、実績は荷票520千枚を作成し経費135,408円を支出したに過ぎず、申請書記載の事業費、事業量が大幅に減少しているのに、事業の計画変更の手続きも執らず、当初の交付決定通り補助金の額を確定している措置は適当でない。定額補助についても補助金交付の条件に事業変更の処置、額の決定基準等を明確にし、経費の効率的執行に努められたい。

(3) 林道施設改善費旧事業の施設工事の承認申請に対し、補助金の交付条件と同一条件を付して承認を行なつてはいるが、地方自治法214条の規定との関係において検討を要する点があるので、承認に当たつては適当な条件を付するよう留意されたい。

(4) 木炭生産施設近代化促進事業で、炭がまの共同構築を行なつた事業費1,020千円(白炭票11基、黒炭票22基)に対し、該補助金交付要綱に基づき補助金(単票)340千円(事業費の3分の1)を交付していたが、事業費は1基当りの補助金額を基礎として算出した額となつており、結果的には定額補助となつてはいる。これは事業費の大半を占める労務費が自家労力によることにも起因するので、査定基準を設けて定額補助とすべきが適当と思料される。

(5) 林業信用基金との受託契約に基づき、基金利用のための連絡協議及

び出資者の実態調査を行なうに要する経費90千円を繰入金(繰入)に収納しているが、該収入は、受託事業収入(項)に(目)を設けて収入すべきである。

(6) その他については地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりである。

林業	型	昭和三十九年10月1日現在
	監査委員	坂田 庄三
	同	中田 玉平
	同	小谷 善高

1 予算執行について

昭和三十九年度の繰入、繰出状況は次のとおりである。

科目	目	予算現額	割定額	収入済額	未済額	収入額
分相金及び貸付金		829,000	577,983	577,983	0	0
使用料及び手数料		94,871,000	84,290,864	84,290,864	0	0
国庫支出金		3,071,000	3,092,807	3,092,807	0	0
国庫収入		98,771,000	87,961,654	87,961,654	0	0
繰上		37,315,000	38,367,863	38,397,863	0	0
国庫収入		51,338,000	50,608,525	50,608,525	0	0
国債収入		6,736,000	5,886,616	5,886,616	0	0
繰上		412,000	412,519	412,519	0	0
計		95,801,000	95,275,523	95,275,523	0	0

区分	科目	予算現額	支出済額	不用額
一般	料	5,026,025	74,977,775	1,038,023
	費	1,887	1,887	0
特別	料	2,027,905	75,919,442	1,156,543
特別	費	5,177,466	4,954,024	223,442
特別	造林事業費	6,378,250	5,111,189	1,267,061
特別	保育事業費	7,315,768	6,016,190	1,299,588
特別	処分事業費	2,626,000	811,425	1,814,575
特別	公有林野事業費	307,000	307,000	0
特別	分収造林			
計		21,804,484	17,199,818	4,604,666

2 主な事業の執行状況

事業名	金額	備	考
(補助事業)	(補助金)		
森林病虫害防除	986,326	松くい虫立木駆除196㎡、松くい虫伐採跡地駆除1,650㎡、すきはだに駆除125㎡、すきはむし駆除133,28㎡	
補助造林(施設)	73,273,200	公有林193,02㎡、私有林2,771,73㎡	
造林事業(特別会計)	14,350,000	前出行事業並びに国土緑化大会	
造林事業	38,476,939	県有林531㎡、県行造林4,689㎡、パルプ資源林417㎡	
保育事業	41,538,055	県有林4897㎡、県行造林2,882㎡、パルプ資源林392㎡	

(その他)
 林業技術普及 マルチ林家設置42戸
 林木品種改良 採種圃、親種選定52.60㎡、精英樹クローン養成、すきは(つぎき)5,019本、まじき3,000本)、あかまつ(つぎき2,092本)
 出前養成 指定林場1,519本、種子採取(すぎ、ひのき、あかまつ、(つぎまつ)871,56枚苗(付苗数)1,395,518本、山行苗木305,765本、苗畑圃地235,922本
 打倒処分交付1,991円、打倒集積、違反30件うち撤去29件
 林業区の設定18ヶ所12,148㎡

3 留意事項

- 限宮林業費、諸収入5,886,616円中、パルプ資源林造成事業負担金4,535,235円を差入(節)として収納しているが、これは林野庁長官の指導するところ、分収造林契約負担金(節)の科目を設けて収入することが適当である。
- 限有林土地賃付料(マツガン採取)及び限行造林地賃付料(架線敷)9,981円が諸収入(雑入)に収入されているが、諸収入は、財産収入(款)、財産運用収入(項)、財産貸付収入(目)で収納することが適当である。
- 樹苗養成事業で、限宮由良及び溝口苗ほで使用した人夫賃を毎月2回資金前渡を受け、39年度中に2,157,312円を支出していたが、精算事務が遅延している。また、毎月定期的に多額の現金を遠隔地に輸送することは危険を伴うので、最善の指定金融機関を利用する等支払方法について検討されたい。
- 精英樹クローン養成事業で、林業試験場の苗ほを使用してすぎのさし木を養成した経費を本庁で支払しているが、事業の実態からしてこの事業経費は同試験場へ付達することが適当である。

15) 鳥獣保護事業で、狩猟取締司法警察員等のほか、鳥獣保護員を県下に20名(この報酬額599,700円)を配置して、狩猟取締に当り、39年度に29件を検挙していたが、検挙後における措置の把握が十分でない。違反者に対しては「鳥獣保護及狩猟に関する法律」第8条第1項の規定により、知事は狩猟免許の取消ができるが、免許取消の行政処分などまったく行なわれていない。関係機関との連絡を密にし、経費の効率的使用に配慮されたい。また、鳥獣保護員に対する報酬の日額を各都道府県毎に決定交付しているため、局によって不均衡となっている。報酬の日額及び支給方法は本庁において決定し通知されたい。

16) 森林病虫害防除事業で、防除経費1,263,835円に対し補助金986,326円を交付し、松くい虫立木196㎡、松くい虫伐採跡地1,650㎡、すきはだに125㎡、すきはむし133,28㎡を駆除していたが、補助金交付の事務が事後となり、形式的に処理されている。該補助金交付要綱をも再検討し、これに従い処理すべきである。また、防除経費は薬剤費を除いては殆んどが労務費(自家努力)であるが、労働単価について何らの基準も定められていない。査定基準を設けるよう善処されたい。

17) 森林因営保護事業で、保険契約地保護のため、大山地区外4地区に市町村の推薦により、農林部長名で依頼した巡回員5名を配置し、報償費より70千円を支出していたが、勤務の実態からして、限有林管理員のごとく非常勤の特別職として任命し、報酬を支出すべきである。

18) 林業改良指導員の勤務規制などの他については、地方農林振興局の定期監査報告書で述べたとおりである。

1 予算執行について

昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

区分	科目	歳入		歳出		収支差額
		予算現額	確定額	収入済額	支出済額	
一	分担金及び負担金	6,405,000	6,405,000	6,405,000	0	0
一	使用料及び手数料	351,000	455,709	455,709	0	0
一	国庫支出金	101,596,000	99,224,288	99,224,288	0	0
一	国庫支出金	2,853,000	2,853,000	2,853,000	0	0
一	雑収入	0	160	160	0	0
計		111,205,000	109,138,157	109,138,157		0
特別	使用料及び手数料	16,304,000	16,755,925	16,482,975	272,950	0
特別	雑収入	157,000	1,889,041	1,889,041	0	0
特別	雑収入	372,000	411,091	411,091	0	0
計		16,833,000	19,056,057	18,783,107	272,950	0

水 歳 課 昭和40年10月12日監査

監査委員 兵 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 小 谷 善 高
 同 新 見 修

支出区分	科目	目	予算現額	支出済額	未用額
一	水産事業費	103,571,542	103,572,824	1,418,428	
二	災害復旧費	4,950,952	4,357,839	593,113	
合 計	総 務 費	114,955	114,635		
計	計	173,928,799	171,757,418	2,181,381	
特 別 公 債 費	費	6,572,650	6,100,428	471,572	
期 間 費	費	9,951,000	9,950,482	518	
全 年 備 費	費	310,000	0	310,000	
計	計	16,833,000	16,050,910	782,090	

2 主な事業の執行状況

事業名	支出額	備 考
(補助事業)	(補助金)	
水産改良費	2,800,000	漁業用船体修繕局(2局)800千円 急速冷凍施設2,000千円
漁場改良造成	1,000,000	平型魚籠163個、坂港市42個、柏村50個、岩美町71個
水産団体整備強化	932,231	合併補助 4組合560,999千円、利子補助 2組合299,232千円、駐在指導 1組合72,000千円
(歳 入)	(精負費)	
大型魚籠設置	10,667,000	1,650個(3,625㎡)、岩美町神
漁港維持管理	3,879,193	磯魚港「エリ」一ホ一ト築港機修繕等、淀江漁港修繕工事、網代漁港防波堤築造工事
漁 港 建 設	52,399,192	網代、府津港(修築、改修)57,786,423千円 淀江漁港(災害防護)14,611,769千円
漁港災害復旧	63,538,602	進捗率56年災害100%、57年災害65.8%、58年災害64.3%、59年災害58.1%

(その他)	(事業費)
漁場改良造成	976,500
内水面漁業振興	1,830,000
	776,000
	1,055千円(米子市、美保町)
	あゆみ20千円、うなぎ44千円

3 留意事項

- 漁港修築事業負担金6,405,000円の徴収に係る測定を、竣工申完了後相当日数を経過してから行なっている。また、着附金を財源とする事業(漁港災害関連)で、事業完了後着附金を採納しているものがある。それぞれ早期に収納して財源確保を図る配慮が必要である。
- 水産団体整備強化事業で、漁業協同組合併助成条例に基づき、合併組合に関する調査研究に要した経費315,406千円に対して補助金200,000円を交付しているが、この補助事業に係る検査結果通知は、検査員が上司に復命する「検査調整」の巧を事業主体に送付し、検査結果通知に替えているが適法でない。正規な検査結果通知を行なうべきである。
- 沿岸漁業構造改善の先行事業として、59年度事業費10,667千円で大型漁籠1,650個を網代川に比較していた。この当初設計金額10,700千円、精負金額8,400千円(精負率78.5%)を、比較回数増加のため設計変更をし、設計金額13,650千円、精負金額10,667千円(精負率78.2%)としていたが、精負率が相違し、当初の減率によると精負代金は10,699,550円となる。また、設計変更の内容についても、諸経費、管理掛料の率が当初設計と異なっており、管理掛料は事業費増加にも

かかわらず当初設計金額より18,152円減少している。これらの率を予算経理の措置として増減することは適切でない。設計変更の厳正を期されたい。

(4) 前記大型漁籠比較工事の入札に当り委任状を提出した受任者が委任者名簿を使用していたものがあつた。受任者名簿で入札させるよう留意されたい。また、該工事仕様の中間検査の検査記録が十分でない。工事完了の時点においては検査対象物の見えない、この種事業の検査方法については、検査回数を増し、検査記録を十分にすると検討等の要がある。

(5) 水産資源保護対策費で、カキ養殖苗購入事業費630千円に対し境港市に間接補助金126千円を交付していたが、補助率は、当該補助金交付要綱で、経費欄に掲げる経費(漁業協同組合がカキ種苗購入事業に要する経費に対し市町村が10分の4以上補助する場合における当該補助事業に要する経費)の10分の2以内となつており、間接補助事業者が補助した額は252千円で、要綱に定める半の補助金交付額は50,400円が限度額と思料される。要綱を検討し着実されたい。

(6) 内水面漁業振興費で、内水面資源の増産を図るため、59年度に放流用種あゆみ1,200尾、種うなぎ895尾をそれぞれ1,200千円及び600千円で購入し、納入代金を原材料費より支出していたが、見積内容は種苗代金と運賃に区分されていることからして、支出科目を原材料費、役務費(運賃運搬費)に分けて支出すべきである。また、契約書の数量、金額が見積書と符合していないものがあつた。契約書の作成に当つては十分注意されたい。

(7) 水産振興費で、操業の合理化、漁獲物の適正処理及び海難防止に資

するため、漁業海岸無線局(賢福、境港)の運営事業に要する経費に対し、「漁業用海岸局運営費補助金交付要綱」に基づき、補助金800千円を交付している。一方、県は40年1月27日付で賢福及び境港漁業指導監督用海岸局の免許を受け、上記漁業用海岸局の施設を共同使用することについて委託契約を結び、これらの維持運営経費を支出しているが、この経費を前記補助金助成措置としてしていることは適当でない。補助金と委託経費とが混同されているが、委託契約により県が当然に負担すべき経費は補助金より分離して委託料の科目より支出すべきである。契約内容を再検討し、事務処理の適正を期されたい。

(8) 漁場改良造成事業で、産卵用たこつば6,600個(購入費500千円うち寄附金材額125千円)種苗用はたこつば11,645尾(購入費416,200円、うち寄附金材額115千円)の沈設事業を、県営事業で実施していたが、たこつば沈設に要する経費は予算措置がなく、地元漁業協同組合にこの実施を依頼していた。本事業の如きは補助事業として取扱うことがむしろ適当と思料される面もあるので検討されたい。

(9) 県営境港魚市場、境港水産会館、水産事務所、水産試験場についてそれぞれ定期監査報告に述べたとおりである。

農 地 防 林 課 昭和40年9月27日監査
監 査 委 員 浜 田 庄 二

1 予算執行について
昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
国 庫 支 出 金	28,880,000	32,696,368	32,696,368	0
計	28,880,000	32,696,368	32,696,368	0

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
農 地 費	40,518,699	39,623,602	895,097
計	40,518,699	39,623,602	895,097

2 主な事業の執行状況

事 業 名	金 額	備 考
(補助事業)	(補助金)	
海外移住団体育成 促進化	6,466,319	農海外協会補助金1,462,319円、農業拓殖基金協会4,000千円、農拓協協賛金794千円等
入 植 施 設	4,992,000	住宅改築5戸、飲用水施設1戸、電気導入80戸
開 墾 作 業	7,196,370	開田0.05ha(1月)、山成開墾64.76ha(159日)、新地開墾13.08ha(2月)、手直し開田等13.65ha(36日)
開拓地域性土壌 改良	4,792,400	改良実施173.5ha
開拓管理費調剤 費	6,327,260	トラクター等入補助2,222千円(6台)、開拓管理費補助2,700千円(6名)労務費補助1千円、開拓管理費補助488,520円、雪上車、台同事務補助等
(その他)		

自作農維持施設 農地等取得資金836千円、未収地取得資金27千円、資金 490千円、自作農維持資金907千円199,050千円
農地転用事務 協賛金5,806千円、費用2,557千円130,446
貸付借付金54千円59,346、小作料返付50千円20千円

3 留意事項

- 開拓者資金融通事務費、役新費より、開拓者資金貸付、同償還指導事務手数料として95,561円を関係開拓組合に支出しているが、該支出は委託契約に基づくものであるので、委託料の費目より支出するのが適当である。
なお、国と県との委託契約事項で「第三者に業務の全部または一部を委託する場合は国の承認を得なければならない」となっているので、国の承認手続をとらねばならない。
- 開拓農業協同組合管理指導事業で、開拓農業振興組合指導員(1名)に報酬134,040円を支給し、香取開拓組合外る組合に係る政府資金等の借入金及び補助金経理事務並びに組合の財務に関する調査及び指導に当たっていたが、該指導員の業務に関する調査及び指導事項の内容並びに措置でん末等は口頭報告にとどまり、書面による報告が行なわれていないためにその実態はあくが十分でなく、従って関係開拓組合に対する県の積極的な指導措置も懸念されていない状況である。改善に配慮されたい。
- 海外移住の促進を図るため、農海外協会が行なう農業移住事業費1,070千円に対し全額申請補助、及び国庫費付による移住促進事業費421,499円に対し補助金392,319円を交付していたが、事業目的が同一であり、事業内容についても重複している面が見受けられる。また、

上記農業移住事業費の補助金1,070千円のうち40年2月19日に追加交付決定をした170千円は「在伯鳥取県出身者留学生受入事業実施要領」に基づき事業であり、別個の事業として処理すべきである。なお、拓殖協協進活動事業で農業移住の促進活動に要した経費294千円に対し全額補助金(うち2分の1国庫)を交付していたが、海外協会が補助事業として実施している事業内容と同一のもが見受けられる。事業内容を調査し経費の効率的執行を図る要がある。

- 海外移住団体育成促進化事業で、集団移住推進指導者の現地派遣に要する経費1,500千円(うち全拓連及び個人負担600千円を含む)に対して補助金500千円を拓殖協協進に交付していたが、派遣に要する経費のうち全拓連に納付した585千円(総額1,085千円より全拓連負担の500千円差引額)の残額415千円の事業内容が明確でない。また監査日現在実績報告は未提出であり、補助金の額の確定も行なわれていない状況であった。補助事業の内容審査を厳正にし事務処理の適正を期されたい。

- 農地法(旧自衛法)の規定に基づき取得、買戻、完成した未墾地で未登記のものが39年度末6,362筆あり、この中には相当長期間放置され当時の経過が不明確のまま現在に至っているものも多く、日時の経過とともに登記事務に困難が加わるものと懸念される。事務処理の促進に一層配慮されたい。また、登記事務にアルバイト学生を使用し、賃金40,880円を支出していたが、作業を委託方式によつて行なつていするため、雇用記録もなく、管理措置が適当でない、実態に合った事務処理とするよう検討し着実されたい。

1 予算執行について

昭和39年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
分租金及び負担金	45,864,000	45,864,650	45,864,650	0
国庫支出金	414,223,000	506,070,940	506,070,940	0
財産収入	0	80,000	80,000	0
雑収入	7,830,000	7,830,000	7,830,000	0
雑収入	91,628,000	91,628,000	91,628,000	0
計	559,545,000	651,473,590	651,473,590	0

耕 地 課 昭和40年9月22日審査

監査委員 坂 田 庄 二
岡 中 田 玉 平

歳 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	未 済 額	不 用 額
農 地 費	390,705,128	357,243,461	31,747,000	1,714,667
農 資 費	7,295,806	7,295,446	0	360
雑 費	58,500	58,500	0	0
計	398,059,434	364,597,407	31,747,000	1,715,027

2 主な事業の執行状況

事業名	金額	備 考
(補助事業)	(補助金)	
地 籍 調 査	2,024,110	米子市外3町施行面積55.14
土地改良事業利 子補給	4,142,576	和歌山建設局39年度末、片野20年 事業費29,128千円、借入額25,340千円
畑 地 かんがい 排水	45,626,000	既定1地区、新築2地区、事業費4,41ha
団地改良地整備	8,601,000	既定2地区、新築4地区、事業費261.8ha 副 近野計41地区
団地改良地整備	19,322,000	時01排水5地区250.7ha、確定附属8地区 41 9ヶ所、農道開設2地区、農道2,136.4m、備
団地改良地整備	29,857,000	2地区、93.5ha
特別ほ場整備	25,000,000	1地区55.1ha
農 道 整 備	19,680,000	24地区、18,925.1m
地盤変動対策	1,303,000	稲佐村細川地区、1.7ha
過年度災害復旧	118,856,640	進捗率52.5%農地、施設102%、37災地設100% 38災農地95%、38災農地27%、 39年度災害復旧
(災害事業)	(請負費)	
出費用排水改良	97,265,000	進捗率、北条排水100%、49細川用水77%、 天知野用水35%、箕敷用水19%、大沢排水 100%
県営ほ場整備	40,967,000	大野、進捗率13%、翌年度建設総額30,214千円
土地改良受託	86,438,000	進捗率、北条畑地かん未端97%、特別ほ場整 備(大野)47%
海岸堤防保全	6,312,000	兼地区、進捗率24%
老朽溜池補強	9,000,000	天神野地区、進捗率50%
閉鎖及び開拓	36,468,000	開墾建設附属事業大山地区34,711千円 開拓地改良事業若狭地区1,757千円

3 留意事項

- 土地改良事業、農地改良事業等の負担金が納入期限までに納入されないため、督促状を発送したものについての延滞金が1,090,283円あったが、徴収手がなされていない。このほか、鳥取県債権管理事務所取扱規則に定める督促状を発送していないため延滞金の徴収が不能となっているもの並びに督促状の発行が同規則に定める日より、かなり遅れているものがある。同規則を厳守されたい。
- 北条畑地かんがい事業(受託費41,013千円)、特別ほ場事業(受託費50,615千円)に係る収入を、向らの特約も行わず、鳥取県会計規則第12条を適用し、数回に分割して測定納付させている処置は当を得ない。受託事業の進捗状況を考慮した分割納付の金額、納期等必要事項は受託契約書に明定しておくべきである。また納期限を相当期間経過して納付しているもの、年度中途に測定金額を誤っているものがあった。測定事務の修正を期し早期に努められたい。
- 北条畑地かんがい及び特別ほ場整備受託事業の完了に伴う引き渡しは、一片の通知行為となつてはいるが、該事業は国庫補助事業であることなどからして、引き渡しに当たっては、収支精算書、施設調査、図面、その他必要書類を整備し、明確に処理すべきものと考ええる。また、受託事業で取得した財産(備品)の事業完了後の措置があいまいであり、記録管理も不十分である。受託契約に当たっては必要事項を具体的に約定し、後日に問題を生じないように、留意されたい。
- 開墾建設附属事業で、飲雑用水施設及び道路敷設施工のため、田174.9ha、畑2,059.2ha、宅地233,052ha、山林5,313ha、原野1,729.2haを買収しているが、これらの取得財産の登記及び財産台帳への登録手

続きが行なわれていない。早期に実施されたい。

- 県営土地改良事業並びに閉鎖建設事業で取得した水路、揚水機、同機舎等用排水施設の土地改良施設及び排水管等飲雑用水施設の閉鎖財産の使用並びに維持管理については、従来土地改良法に該施設の管理委託についての根拠規定を欠いていたため、38年度の定期監査報告書で述べたとおり、主管理との話し合いにより事実上地元受益者が行ない、その管理責任の所在が不明確であり、かつ、その措置に対する確たる方針が樹てられていなかったが、39年に土地改良法が改正され、県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができることとなつたので、この際、地元土地改良区に管理委託するか、あるいは譲渡処分するなど早期に検討せられたい。
- 非補助土地改良事業に係る事業資金の借入、285,340千円に対し利子補給補助金4,142,598円を交付してゐるが、事業着手、借入手続の遅延により、借入実行の大半が翌年度となるために、毎年歳出予算に多額の不用額を出している。39年度は融資決定総額151,380千円(201地区)に対し、年度内の借入実行額は28,690千円(57地区)で僅か18.9%にすぎず、このため1,162千円の補助金不用額を生じている。資金の借入時期等実態のはげに努め、予算の過大見直しとならないよう留意されたい。

- 県営用排水改良工事の施工に当り、町営水道管、電柱の移転工事を北条町及び電信電話公社へそれぞれ委託し、委託料256,819千円を支出してはいたが、契約書の作成がなく、精算行為も行なはれていない。なお、これらの移転は補償金交付により処理することが適当と思料される。検討されたい。

(8) 土地改良区26地区のうち、39年度106地区の常例検査を実施しているが、その結果、顕少な改良区が多く、また、解散を適当とするものが全体の3分の1にも及ぶ状況である。土地改良区の運営が健全になされるか否かは、農業基盤～農業構造改善事業～農業近代化へとつな

- 一聯のものであることに着目して、これら改良区の合併、解散の指導については今後の一貫の努力を計られたい。
- 災害復旧補助事業施設工事の承認を行なつてはいるものがあるが、地方自治法214条の規定との関係において検討を要する点があるので、承認に当たっては適当に条件を付するよう留意されたい。
- 「土地改良事業奨励規程」にもとづく農業土木事業に対する県の援助の在り方については、地方農林振興局の定期監査報告書中「各局共通的事項」に述べたとおりであるので、検討せられたい。

中 海 干 拓 室 昭和40年9月22日 監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 予算執行について

当室は40年2月1日に分課したため、39年度の当該の予算は新地課の借入、歳出中に含まれている。

- 39年度の主な事業は、中海干拓事業の実施に伴う漁業補償調査、弓浜農業水利調査、中海干拓事業促進に係る調整業務である。
- 留意事項

- 中海干拓室米子分室を設置したことにより、米子地方農林振興局長に「分室の財産(公有財産を除く)の取得、管理及び処分の事務」を

委任し、当分室の職員が物品取扱主任に任命されているが、機器の長が知事事務局の職員を任命していることは適当でない。当分室の職員を振興事務とした上で、物品取扱主任を命ずるか、または、振興局自体で分室の物品管理事務を行なうべきである。

土木管理 昭和40年11月2日監査

監査委員 兵 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 博 高
同 新 見 修 修

1 収入、支出状況について

(1) 収入

区分	予算現額	属定額	収入済額	収済額	摘要
土木手数料	3,200,000	4,112,650	4,112,650	0	
国庫負担金	276,969,000	276,969,000	276,969,000	0	
土木費委託金	210,000	174,000	174,000	0	
その他	50,001,000	50,096,806	50,065,771	0	
計	464,390,000	462,352,456	462,321,421	31,035	

(2) 支出

区分	予算現額	属定額	不用額	摘要
(甲) 総務管理費	1,687,669	1,689,669	0	
(乙) 土木管理費	77,411,188	76,018,143	1,393,045	
(丙) 貸付償却費	368,170,126	364,513,001	5,657,125	
計	447,220,983	442,220,813	5,000,170	

(3) 公有水面埋立免許料の納入が公有水面埋立法施行令第19条に定める期限より遅れ勝ちとなっている。この原因は調査が遅れるためであるので注意されたい。

(4) 公共用地取得事業の運用資金として鳥取県開発公社へ50,000,000円を貸し付け、40年3月末日までに返還できないときは県、公社が協議して償還期限を延期できると契約し、償還は前記期限を超過して40年8月及び10月となっていた。監査に当り、約定された協議がなされただかどうか確認ができなかったが、金額に関するものであるため、この種の協議は文書でするようにされたい。

2 公共事業負担金延滞金について
公共事業負担金が納期限までに納入されなかったため、督促状を発行したものである。延滞金は土木費負担金において1,890,670円（道路課79件、1,064,920円、都市計画課5件、473,850円、利達課16件、351,900円）あるが、徴収手続きがとられていない。このほか「債権管理事務取扱規則」に規定する督促状を発行していないため延滞金の徴収が不能となっているもの並びに督促状の発行が規定による日より遅延しているもの等が本行及び出先機関に見受けられる。同規則を厳守するようにされたい。

3 土木職員住宅の管理運営について

鳥取市、米子市及び西伯郡日吉津村に所在する4棟、延114坪87のいわゆる「土木職員住宅」には現在11名の土木職員を入居させ、あらかも普通財源のように取り扱い「県行政財産使用料条例」に定める額によらない使用料を納付させている。

「土木職員住宅管理内規」及び貸付の実態を見ると、これらの住宅の本質は他の一般職員住宅と何等異なるものではない。

前記条例に違背している点及び知事事務局内の均衡を図る点よりして、普通財源に分類替えして、本来の職員住宅管理課（職員厚生課）に一元的に分掌させることが適当と考えられる。

4 入札及び契約の分掌について

鳥取県土木出張所処務規程の定めるところにより、指名競争入札により契約を締結する請負対象設計金額500万円未満の土木工事の入札及び契約は土木出張所長が専決することとなっている。従って300万円以上のものについては鳥取県行政組織規則第13条の定めるところにより管理課が分掌すべきであるが、これらの入札事務のみを管理課で執行し、これに基づいて各土木出張所において契約事務を行なわせていることは適当でない。

5 指名替え再度入札について

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定によれば、「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき」は随時契約によることができると規定している。指名競争等入札に付した場合、落札者がなければ、直ちに再度入札できる（令第167条の8）のであるが、再度の入札に付しても落札者がない場合は、必ず随時契約

によらなければならないとするものでない。

客観情勢等によつては、日を変更、業者を指名替えをして再度入札に付することにつき検討されたい。

6 契約、保証金及び入札保証金の納付の減免について

県会計規則第112条、第123条及び第135条の規定により契約保証金は契約金額の100分の10以上、入札保証金は100分の5以上の額をそれぞれ納付させることになっているが、同規則第112条第2項及び第123条第2項の規定に基づき、これら保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合を制限列挙して定めている。このため、これら保証金納付の実績は僅か1件にすぎない実状であるが、契約履行を確保する見地からしても、これらを減免するときは如何なる項目を適用したのか減免の理由を記載するようにされたい。

7 随時契約の締結について

随時契約によることのできる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に制限列挙された場合のみであるが、出先機関における契約締結状況をみると、これが適用理由の記載がなく不明確で、また、適用条項に合致していないようなものが多いので、明確にするよう指導に配慮されたい。

8 各種土木工事の工期延期承認について

契約工期の延長は、入札条件の変更ともなるが、延期理由の内容をみると、契約時点において当然予想されるもの、その他理由の薄弱なものが見受けられるので、経費の効率的執行の見地からしても延期の承認につき慎重を期されたい。

9 事故繰越しについて

- 出庫工事を抽出して実地監査したところ、依然として、年度内に完成しない工事を何等手続きを経ないで実質的に振替しているものがある。で本庁においても留意喚起すべきである。
- 10 土木出張所職員に対する日額旅費等について
 - 11 発達、陸川敷の調査並びに処分促進について
 - 12 用地事務処理について
- 以上3件については、土木出張所各所の共通事項の項で述べたとおりである。
- 13 土木部職員派遣について
- 土木部職員のうち、開発公社に辞令を用いないで長期派遣しているものがある。地方公務員法の規定、公務災害補償の問題に関連し、問題点を内包しているので検討されたい。
- 14 その他
- 土木部等共通事項として支出事務関係で次の点留意されたい。
- (1) 旅行命令及び時間外勤務命令等の代決事例が多い。努めて正当な根拠者が命令するようにされたい。
 - (2) 公用車を使用しているのに旅費計算において汽車賃を支払っていたものがある。
 - (3) 買金前渡払、旅費の概算払等で精算並びに返納事務手続きが遅れているものがある。
 - (4) 在勤地内の旅行にあつても旅行命令をするようにされたい。
 - (5) 道路手、船員の時間外勤務を確保する日誌に従事事務の内容と勤務の内容と勤務時間が未記入のものがある。
 - (6) 備品貸与簿、物品整理簿の整理が不十分なものがある。

(7) 不用品はそれぞれ処分するように努められたい。

(8) 年度末になって備品を購入し、4月、5月に納入交付になっているものがある。

土木検査員 監査委員 坂田 庄二
同 中田 玉平
同 小谷 豊高

昭和40年10月14日監査

1 収入、支出状況

(1) 収入

特定財源収入なし

(2) 支出

区 分	予算現額	支出額	不用品額	摘要
(項) 土木総務費	250,000	220,041	29,959	
計	250,000	220,041	29,959	

(註) 上記は、出庫工事(建築関係を除く)の検査に要した経費のみで、その他の検査については土木部各課の予算により執行。

- (3) 使用中の物品の交付並びに貸与は物品事務取扱規則第16条および第17条の規定に基づいて行なわれていないものがあった。所定の手続きをとられたい。

2 検査状況について

課長以下10名のはか検査専門員補15名(他課より兼務)により実施していた。

昭和39年度検査状況一覧表 (単位件)

観出現所名 検査区分	都市計画課		農 業 課		鳥取土木		那賀土木		倉吉土木		米子土木		松江土木		計										
	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査	工事件数	中間検査									
道 路	6	4	6		64	55	63	52	39	52	86	82	85	75	71	75	70	80	69	347	327	344	25		
都市計画課					3	4	3	4	4	4	4	4	4	12	15	12	3	2	3	25	27	25			
利 港					38	37	38	44	46	44	25	30	23	38	56	38	10	5	3	144	171	144			
防 災					6	8	6	35	40	35	12	15	12	10	16	10	10	12	10	71	91	71			
計	6	4	6	91	139	88	88	111	104	110	129	125	129	125	131	124	155	158	135	83	94	82	680	755	674

3. 検査の執行について
- 土木工事検査規程及びこれに基づき土木工事検査要綱によれば、設計金額百万円以上の請負工事の中間検査、完成検査、専務検査等が当該の担当となっているが、
- (1) 前回も指摘したとおり、現地監査の結果よりして、土木出張所長が行なうこととなっている百万円未満の工事についても検査課において抽出検査ができ得る差を閉くことが適当と考えられるので、再検討されたい。
 - (2) 中間検査は、一回以上実施することを原則としているが、橋梁架換、舗装新設等において実施していないものがかかり見受けられるので、中間検査を重視し、これが励行に努められたい。
 - (3) 土木出張所長が行なうことに規定されている出来形検査、材料検査

- はそのほとんどが工務課長及び監督員が行なっている。
- 工事検査規程第8条により、検査代行のときは、あらかじめ検査員を指定すべきであるのに、その行為はほとんどなされていないので、指導に配慮されたい。
- (4) 事務検査は、規程第7条の規定により必要に応じて検査員が行うこととなっているが、前年度と同様、全然実施されていない。実施につき検討されたい。
 - (5) 同規程によると、完成検査を完了したときは、復命書により知事に復命することになっており、この復命書をもとに工事検査台帳に検査の概要及び意見又は注意事項、工事成績等を記載しているが、検査員は各自上記工事検査台帳に類似した工事調査所を作成しており、事務上はんさんとなっている実状からして、事務処理を簡素合理化する

ことにつき検討されたい。

(6) 検査規程第11条の規定による手直し命令と請費を徴することについては前年度指簡のとおりである。

(7) 「鳥取県行政組織規則」は当県の分掌事項として「土木工事施行に關する監察に關すること」を掲げているが、実施されていない。

道 路 型 昭和40年10月19日監査

監査委員 兵 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 啓 高
同 新 見 隆 彦

1 収入、支出状況について

(1) 収 入

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 済 額	調 定 額
国庫補助金	905,723,000	903,261,100	903,261,100	0	0
土木費負担金	119,832,000	122,971,234	121,677,554	1,293,680	0
土木手数料	528,000	528,200	528,200	0	0
その他	19,541,000	19,558,788	19,549,576	9,212	0
計	1,073,624,000	1,074,319,322	1,073,016,430	1,302,892	0
特別会計	50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0
特別債	1,160,000	1,160,000	1,160,000	0	0
計	51,160,000	51,160,000	51,160,000	0	0

(2) 支 出

区 分	予 算 現 額	支 出 額	不 用 額	備 考
(項) 道路橋りよ上費	1,287,613,110	1,282,501,129	5,111,981	38年度より繰越分
(項) 道路橋りよ下費	9,695,963	9,695,963	0	0
(項) 総務管理費	213,885	213,885	0	0
計	1,297,522,958	1,292,410,977	5,111,981	
特別会計	48,842,093	45,292,093	0	事故補償費 3,550,000円
有料道路大山園状道路事業費	48,842,093	45,292,093	0	
計	48,842,093	45,292,093	0	

(3) 道路愛護団体福部村外50団体へ報償金として資金前渡法により195,000円を予算の配当がないうまま支出していった。予算の執行に留意されたい。

なお、同上資金前渡の積算事務手が遅れていた。

(4) 道路標識の取替工事により不用となつた旧標識(柱255本、板505枚)を早期に適宜処分することにつき配慮されたい。

(5) 31年度旧津ノ井村臨時就労道路事業負担金749,600円、道路改良事業負担金400,000円及び39年度鳥取市道路新設改良事業負担金144,060円が未収となつていたので早く収納するよう努力されたい。

(6) 積雪寒冷対策道路事業費、備品購入費36,070,550円をもつてロータリー除雪車2台、除雪トラクタ4台、除雪ブレーダー1台、スノーローダー2台等を購入していったが、このうち各土木出張所に納入すべきロータリー除雪車と除雪トラクタの換収場所の実際は売買契約書の約定及び物件納入検査書と相違し、本庁において換収したものと判断さ

れる。換収後各土木出張所までの移送中におけるかし担保の問題もあり、購入に当つては実際には則するよう契約するとともに、換収は事実上則するよう感にされたい。

なお、これらの備品購入費中には陸送運賃が含まれているので、支出科目に換付の余地がある。

(7) 国鉄若狭線沿線において火薬を使用する県道工事の施行に当り、国鉄米子管理局に対し火薬使用についての監督を委託し、道路維持修繕費より委託料237,553円を支出しているが、委託契約書が見当らない。また、委託料予納金として247,000円を納付後工事延期にかかる追徴額(43,720円)を納付していたが、精算の結果53,167円が還付されていた。工期延長を行なう時点において中間精算書を求められればこのようなことは無かつたと考えられる。

2 県費工事箇所決定と関係予算の積算について
、38年度指簡事項のうち工事箇所を早く決定することについては改善の跡が見られるが、関係予算の積算を行なわないで、予算成立後適宜工事箇所を決定して施行していることは予算本来の目的からして適当でない。予定箇所を事前に現地調査し、緊急度等事業効果を考慮し、調整を計つて施行順位を決定し、これに基づき招標費を積算して予算化するべきである。

- 1 工事の計画化と予算の合理化につき善処されたい。
- 2 道路手の作業体制の合理化について
- 3 道路台帳の作成整備について
- 4 道路敷の不法占用の取締り強化について
- 5 以上三件については、土木出張所各所共通事項の項に述べたとおりである。

ある。それぞれ配慮されたい。

都 市 計 画 課 昭和40年10月27日監査

監査委員 兵 田 庄 二
同 新 見 隆 彦

1 収入、支出状況について

(1) 収 入

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 済 額	調 定 額
国庫補助金	269,398,000	277,187,765	277,187,765	0	0
土木費負担金	40,816,000	42,872,955	40,816,955	2,056,000	0
土木手数料	510,000	630,918	630,918	0	0
その他	73,451,000	76,351,000	76,351,000	0	0
計	36,000,000	36,000,000	36,000,000	0	0
計	420,165,000	433,042,658	430,986,658	2,056,000	0

(2) 支 出

区 分	予 算 現 額	支 出 額	不 用 額	備 考
(項) 道路管理費	5,311	5,311	0	0
(*) 港湾費	23,550,000	23,491,341	68,659	
(*) 都市計画費	157,541,673	155,758,983	1,782,690	38年度より繰分
(*) 都市計画費	63,351,000	63,351,000	0	0
計	244,457,984	242,606,635	1,851,349	

- (3) 各土木出費所よりの屋外広告物取壊手数料証紙収入は、報告書が送られて提出され勝ちである。なお、40年2月等の同証紙収入額が認められ、法人に受入れの手続きが40年5月等となっていた。規定のとおり、事務処理をするよう留意されたい。
- (4) 街路事業費負担金は、関係市町村長よりの納入が遅れ、年度末に迫って納入されていた。負担金の決定通知並びに納付を早期にするよう努力されたい。
- (5) 39年度施行街路事業負担金(鳥取市分)2,055,000円は、39年度では未収となつていて、40年5月22日納付が完了していた。
- (6) 各所長が行なう街路施設新設事業の設計及び監督を、県土木工事設計監督委託条例により県が委託していたが、設計委託手数料と監督委託手数料を同時に40年3月30日に勘定していた。委託条例に基づき、勘定の時点を設計終了後と工事完成後にそれぞれ分割するよう留意すべきである。
- 2 屋外広告物の取締りについて
- 屋外広告物条例の一部改正もあつて、その取締りも相当徹底しつつあるが、いまだ、屋外広告物条例第8条第1項及び第2項による違反等に対する適応した措置を要するものが見受けられるので留意されたい。

河 港 課 昭和40年10月26日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 小 谷 善 高
 同 新 見 修 修

れて発行されていたもの、なお、これに関連して、同規則では貸付料の勘定時期が明定されていないので善処の要がある。

- (4) 港栄丸修繕工事で焼玉機関及付属品1式を545,580円で修繕していたが、取替により生じた不用品(56,700円)が下取りにより修繕費より相殺されていた。地方自治法第237条第2項の規定に照し適当でない。
- (5) 因幡丸外各種船舶の修繕を行なつていたが、取り替えにより生じた不用品(クレーン、古鉄等)を業者のところへ置いたままとなつていて、返還を求めて処分すべきである。
- (6) 監督船うぐい丸は老朽して使用不能となつたため、現地に放置したままとなつていて、早期に処分すべきである。
- (7) 39年木防施設設置費補助金として用瀬町外1ヶ所に22万円交付しているが、完了届並びに実績報告書の提出がない。それぞれ提出させられたい。
- 2 河川産物採取協会連合会等の指導について
- 河川総務費補助金48万円を河川産物採取協会連合会に対して精算交付し、同連合会はそのうち45万円を砂利採取実験等を基として傘下の東部地区河川産物採取協会等4団体に対し交付していたが、各協会とも経理事務が良くない。
- 補助事業完了後の検査に当つては慎重を期するとともに補助団体の即時指導に留意されたい。
- 3 河川生産物採取量の確保について
- 4 河川敷の不法占用取締及び河川台帳の作成整備について
- 以上二件については、土木出張所各共通事項の項で述べたとおりで

収入支出状況について

区 分	予算現額	測定額	収入済額	収 入 済 額
国庫補助金	277,590,000	310,351,574	310,351,574	
土木費負担金	52,455,000	52,758,848	52,278,848	510,000
土木手数料	97,000	35,200	35,200	0
土木費委託金	397,000	375,000	376,000	0
その他	20,376,000	15,554,088	18,945,205	8,885
計	389,917,000	38,000,000	38,000,000	0
計		389,917,000	421,405,710	420,886,825
				518,885

(2) 支出

区 分	予算現額	支出額	不 用 額	備 考
(項) 河川海岸費	516,582,063	515,909,784	672,279	
(ノ) 港 灣 費	207,284,218	203,365,839	3,918,379	
(ノ) 総務管理費	153,100	153,009	91	
(ノ) 公営企業負担金	25,399,000	21,767,939	1,631,061	
計	741,418,381	741,196,571	6,221,810	

- (3) 財産貸付収入船舶使用料の収入事務に関連して次のとおり適当でないものがあつたので今後留意されたい。
- ア 限有船舶の借受申請書の提出が鳥取県しゅんせつ船等貸付規則第2条に規定のとおりなされていないもの。
- イ 貸付料の納入通知書が借受期間終了後1ヶ月〜3ヶ月に亘つて遅

ある。

砂 防 課 昭和40年10月28日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 小 谷 善 高
 同 新 見 修 修

1 収入、支出状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	測定額	収入済額	収 入 済 額
水利使用料	16,253,000	16,252,800	16,252,800	0
土木手数料	200,000	0	0	0
国庫補助金	286,896,000	286,895,000	286,895,000	0
起 債	45,000,000	45,000,000	45,000,000	0
計	346,349,000	346,147,800	346,147,800	0

(2) 支 出

区 分	予算現額	支出額	不 用 額	備 考
(項) 総務管理費	10,308	9,960	348	
(ノ) 河川海岸費	335,555,200	335,489,736	65,464	
計	335,565,508	335,499,696	65,812	

- (3) 日減水探製測を私人に委託し、委託料は月額1,500円、観測日数が

1か月に満たない場合は日割計算によることと契約していたが、5日間延期をしなければならぬ月においても全額委託料を支払っていたものがあったので、受託者より提出の延期報告書をよく確認するよう注意されたい。

(4) 地質調査(地形開折状態及びダム計画等の調査並びにボーリング工事の予備調査)を鳥取県建設工事執行規則に定める請負契約約款により請負に付し、この給付を工事請負費より支出していたが、その工事の内容よりして委託契約により、委託料から支出することが適当である。

建設課 昭和40年10月19日 監査委員 浜田庄二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

1 収入、支出状況について
(1) 収入

区分	予算現額	予定額	収入済額	収入済割合	備考
国庫補助金	32,169,000	32,169,000	32,169,000	100.0	
家賃貸付料	9,582,320	11,621,280	11,204,605	407.675	
行政財産使用料	0	5,617	5,617	0	
土木手数料	2,739,000	5,113,307	5,113,307	0	
土木費委託金	93,000	93,000	93,000	0	

その他	91,559,095	91,559,095	0
計	150,834,320	155,552,299	407,675

(2) 支出

区分	予算現額	支出額	未用額	備考
(甲) 土木管理費	1,257,180	1,021,760	235,420	
(乙) 住宅費	170,639,401	170,420,193	219,208	38年より繰り分
(丙) 住宅費	4,332,000	4,332,000	0	
(丁) 総務管理費	114	114	0	
計	176,228,595	175,774,067	454,528	

(3) 県労働者共済生活協同組合よりの申請により同組合の建築工事設計の委託を受けていたが、県工事も自身が繁忙のため、かなりの件数の設計監督を外注している現状及び県建築工事設計監督委託条例第1条の趣旨からして検討の余地がある。

なお、上記設計手数料の予定事務および収納が約4ヶ月遅れていた。早期収納方配慮されたい。

(4) 公営住宅建設事業建設計画協議会の経費が資金前渡により支出されていたが、会議中止による前渡金の返納事務手数料が約3ヶ月遅れてなされていた。規定のとおり早く返納するよう注意されたい。

(5) 県公用自動車使用による旅行で汽車費の支出がなされていたものが、発見された。是正されたい。

(6) 県営住宅家賃貸付料の未収整理、とくに過年度分の収納確保について

てさらに努力されたい。

なお、滞納にかかるとの内容を検討し、夫々適応した措置をされたい。

(7) 県営住宅管理台帳はさらに整備されたい。とくに、家賃徴収状況及び滞納状況は詳細には繰り記入する等明確を期されたい。

2 県営住宅別増賃料の徴収等について
「県営住宅の設置及び管理に関する条例」及び同施行規則に規定する増賃料の本庁、所管分については、倉吉土木出張所の監査報告で述べたことと同様である。

3 県営住宅の修繕について
管理入居費規程第10条の規定によれば、県の負担において修繕を要する箇所があると認めるときは、県営住宅修繕箇所報告書を提出することになつてはいるが、助行されていないものがあるので検討の要がある。

4 県営住宅家賃の滞付について
「県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき家賃額表によらず、割つて正当額以上徴収した者に対する県営住宅家賃の滞付については、下記のとおり、40年2月20日現地においてそれぞれ滞付事務を完了していた。

滞付総額	88,358円	総務費、総務管理費、詰費
滞付金	65,685円	債権金利及割引料
内訳	9,950円	使用料及手数料、使用料、土木使用料、家賃貸付料
戻出金	12,723円	

昭和40年11月4日 監査委員 浜田庄二

同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

1 予算の執行状況
歳入

(単位 円)

科目	予算現額	予定額	収入済額	収入済割合	備考
(一般会計)					
財産収入	100,000	72,700	72,700	0△	27,300
雑収入	30,550,000	38,508,487	38,508,487	0	8,158,487
合 計	30,450,000	38,581,187	38,581,187	0	8,151,187
(特別会計)					
県営印刷事業用品運送等県中管理事業収入	16,304,000	14,796,318	14,796,318	0△	1,507,682
	91,246,000	87,389,787	87,389,498	0△	3,852,502
	133,072,000	119,148,175	119,148,175	0△	13,923,825
合 計	240,622,000	221,334,280	221,337,991	0△	19,284,009

(注) 用品運送等県中管理事業の収入済額には調査外収納 5,711円を含む。

科目	予算額	各道額	予算現額	支出済額	未用額
(一般会計)					
総務費	38,822,722	0	38,822,722	38,076,297	78,425
(特別会計)					
県営自動車事業	16,504,070	0	16,504,000	13,325,261	3,178,739
用品調達等集積管理事業	91,244,000	3,672,933	87,426,047	77,446,839	10,177,208
収入証紙	132,072,500	0	132,072,000	118,461,207	14,610,793
計	240,622,650	3,672,933	237,992,647	209,233,307	27,768,743

- 2 主な業務の実施状況
- (1) 本庁における会計事務
 - (2) 麻および指定金融機関の会計実地検査
麻等104箇所、金融機関14箇所
 - (3) 出納関係職員 of 会計事務研修会
 - (4) 用品調達事業
当年度購入高 30,027,523円
当年度交付高 33,390,805円
 - (5) 自動車管理事業
乗用自動車3台更新 4,050,000円
 - (6) 給与の集中経理
 - (7) 収入証紙 売りさばき収入 116,052,300円
- 3 留意事項
- (1) 収入証紙特別会計について

ア 教育手数料のうち入学金返付手数料は証紙による収入方法をとっているが、教育工場の収入状況報告に誤算があったため、この特別会計より一般会計へ2,937円繰戻金となっていたので是正された。

イ 麻長は毎月の証紙による収入状況を翌月10日までに課長に報告、課長は前記報告を含めて証紙収入調書を作成し20日までに出納室長に送付することになっているが、この手続きが遅れるものがあつて、なかには数箇月も経過して当該収入金の科目に繰替えされているものがある。また、報告をやまつて、後日訂正報告している事例も見受けられる。報告期限の妨行と的確な事務処理に一層配慮の要がある。

ウ 厚生部衛生課の留意事項(1)に述べたとおり、収入証紙規則に規定されていないものが証紙収入されているが、これは証紙収入とすることが適当と考えられるので追定規加すべきである。

エ 肥料の分析及び検査手数料は、受検手続きと同時に証紙収入することとなっているにもかかわらず、検査等の終了後に収入されているので留意されたい。

オ 資金の運用状況をみると、指定金融機関以外の金融機関に預託しているものの中には、かなり長期にわたり低利で預託しているものなど、特定の政策目的をもって預託していると思われるものもあり、このことは、自治省行政実例に照らし適当でないものでこれらについては、歳入歳出予算に計上して貸付する等運用について一層慎重を期されたい。

(3) 用品調達等集中管理事業について

用品調達事業における用品のうちの消耗品の購入状況は、各四半期ごとの需要見込数量に基づく定期的な購入額10,067千円に対し、随時の購入額は8,068千円で定期的な購入額の約8割となつている。購入単価は購入数量に影響されることを考慮して、更に各四半期ごとの需要見込の的確な把握に努め随時購入の減少に配慮されたい。

(4) 県印刷所については、定期監査報告に述べたとおりであるが、とくに現在のような職員構成、施設規模の下で、この事業を限で行なう必要があるかどうか、利用の実態と併せてその存続について慎重検討の要がある。

監査調査課 昭和40年9月21日監査
監査委員 浜田 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入、支出の状況について(40年5月31日現在以下各課とも同じ)

(1) 収入

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入済額	未済額	入	納	戻
国庫支出金	159,000	159,000	159,000	0	0			
財産収入	290,000	303,600	303,600	0	0	財産貸付収入		
計	449,000	462,600	462,600	0	0			

区分	当課予算現額	当課支出額	未用額	納	戻
(項) 教育総務費	229,991,000	219,245,609	10,745,391		
計	229,991,000	219,245,609	10,745,391		

- 2 教職員人事費について
教育関係職員の福祉利増進をはかるために、公立学校共済組合鳥取支店に委託して「海の家」を開設していたが、委託契約による委託料の支払期日は守るようになされた。
- 3 教育調査費について
教育行政の基本資料として39年度高校入試の分析、大学進学状況調査等を行なっていたが、この印刷物の作成並びに配布が遅れていた。この種の調査書は迅速に発行、活用するように配慮されたい。
- 4 退職手当の歳出の会計年度所属区分について
退職手当の歳出の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第143条第1項第2号及び行政実例により明らかたとなり、「退職の日」によつて決定すべきであるが、下記のとおり教職員退職手当について年度にずれがある。前年度も指摘したとおりであり、県財政の都合によるものであろうが、漸次是正するよう努められたい。
- 39年度に支出すべきものを39年度に支出したもの
- | | | |
|---------|-----|--------------|
| 小 学 校 | 60人 | 158,785,150円 |
| 中 学 校 | 14人 | 18,403,020 |
| 高 等 学 校 | 16人 | 32,206,465 |
| 盲ろう学校 | 2人 | 2,846,598 |
| 養 護 学 校 | 0 | 0 |

計	72人	212,241,213
39年度に支出すべきものを40年度に支払継続したものと		
小学校	47人	154,977,750円
中学校	18人	46,481,005
高等学校	8人	5,965,895
盲ろう学校	2人	2,112,844
養護学校	3人	15,523,487
計	78人	225,060,981

教 委 管 理 課 昭和40年10月11日監査
 監査委員 浜田 田 庄 二
 同 中 田 田 玉 平
 同 小 谷 谷 岸 高
 同 新 見 岸 高
 同 新 見 岸 高

1 収入、支出の状況について
 (1) 収入

区 分	予算現額	当課額	収入済額	収入未済額	備 考
国庫支出金	118,613,000	123,846,682	123,846,682	0	
財産収入	150,784,000	95,540,866	95,540,866	0	
寄附金	89,670,000	70,008,000	70,008,000	0	
雑収入	0	180,432	180,423	0	
繰越収入	0	64,602	64,602	0	

県	50,000,000	60,000,000	60,000,000	0
市	399,057,000	349,640,575	349,640,575	0

(2) 支 出

区 分	当課予算現額	当課支出額	不用額	備 考
(甲) 教育総務費	106,798,471	97,107,770	9,690,601	明許繰越 52,655,000円
(乙) 高等学校費	496,226,264	442,587,553	1,053,711	
(丙) 特殊学校費	24,622,918	24,591,917	31,001	
(丁) 社会教育費	18,203,885	18,203,885	0	
(戊) 保健体育費	9,760,025	9,760,025	0	
(己) 教育施設費	1,200,000	1,056,000	144,000	
(庚) 寄附金	656,811,463	593,307,150	10,899,313	

特別会計

(項) 国立学校実習費	6,279,198	0	6,279,198
(*) 水産実習船運賃費	4,240,000	1,730,823	2,509,177
計	10,519,198	1,730,823	8,788,375

(3) 実習船建造費の寄附金の収入確保について
 9,690万円を投じて建造した実習船若島丸の財産のうち、予算に計上した寄附金の額19,750千円に対し、39年度までの受入額は10,087千円で、計画に対し、9,663千円の歳入欠かんをおこなっているため、更に収入に努力の要がある。

(4) 学校統合促進補助金60万円を鳥取市ほか3ヶ町村に対し支出しているが、38年度に統合したものに對し、39年度に補助金を交付している関係上、鳥取県補助金等交付規則に定める手続きによつていない。過年度事業に対する補助金の交付については現行規定は不備であるので検討されたい。

(5) 水産実習船、若島丸に乘船する指導教員並びに実習助手に対し、漁獲手当に對した報償費を支給している。このような報償費の支給を今後例例化することは適当でないので、支給の必要があれば正式に規定化すべきである。

なお、漁獲手当の額は、各航海毎に使用した燃料費等を計算し、「職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」第7条の規定により算定すべきである。

(6) 県立高等学校において、地方自治法施行令は契約保証金の納入を義務づけているが、国の行政指導に便し、県の規則では知事が別に定める場合においては、それぞれ減免できるように規定し、昭和39.4.1発出第18号総務部長、出納長進名通知は、保証金を減免できる場合を例示している。各高等学校においては、産業、理科教育振興法に基づき物品の購入にあたり、総て保証金を免除しているが、免除の理由は記録されていない。前記通知の向れの項目を適用したのか、減免の理由を記録するように指導されたい。

なお、購入物品中には高価な機械器具等が含まれているが、検収、検査調査の不充分なものがあつたので、厳重に行なつて契約の履行を確保するよう指導の要がある。

(7) 地方自治法施行令第167条の2は隨意契約によることのできる場合

を列記しているが、高等学校において隨意契約に付した事例を検討すると、適用条件に合致しないと考えられるものがある。隨意契約に付するに當つては、さらに慎重にするよう指導されたい。

(8) 高等学校施設設備充実財源の一部として県に受入れた寄附金で、納入通知書に指定した納入期限を超過したものが約50%もあり、年度末に迫つて納入されていた。早期に納入させるようにされたい。

2 P T A等による建足工事の進行について
 県工事に対する P T A等の建足工事の進行については高等学校の定期監査報告中各校共通の留意事項として述べたとおり、財源面からして適当でないので改善されたい。

3 高等学校の施設整備について

(1) 既設12校、新設工業高校3校の普通教室、体育館、特別教室等を整備していったが、また、危険校舎、特別教室の不足、運動場の狭いなどの等が認められる。一方、法興寺高、養良園高のように、施設の改善整備の要を痛感しながらも、高校再編成の行方を見守つていいる学校もある。高校再編成の方針を早期に決定されるとともに、これら施設を漸次整備されるよう望む。

(2) 前記整備事業においては地元負担を余儀なくしている現状であるが、小規模校及び全県一区校のように地元負担能力の弱い学校においては、施設面において他との格差が顕著となつていいる。これらの学校については地元負担について特別の配慮が望まれる。

4 隨意契約と再度公告入札について
 土木部管理課の項に述べるとおり留意されたい。

5 財産の取得管理について

(1) 財産台帳副本は一部整備されていたが、公有財産事務取扱費第25条第2項に基づく公有財産台帳付属買付等基金の制定がなされたため、この基金による図面が添付されていなかった。また、地上権、工作物、立木については監査時現在調査の段階で未登記となっていた。

(2) 財産の取得事務は「県公有財産事務取扱規則」の施行について、(39.6.19発総一、200号、総務部長通知)によることとなつてはいるが、同通知第3条公有財産の取得及び管理に関する事項中(2)に示す諸事項の調査が不十分な箇所が見受けられた(出先機関共通)。とくに、当該物件及び所在地周辺の写真をとつていないもの、隣接地所有者、利害関係人等の立会のもとに境界を現地において確認していないもの、してはいるが不十分なもの、あるいは、取得後において県の負担となるような事項の有無について調査されていないもの等があつたので留意改善されたい。

(3) 鳥取県公有財産事務取扱規則第6条の規定に基づき、建物の登記、とくに借地上の建物については登記をして借地権の強化を図られたい。

(4) 地元市町村あるいは後援団体より借受中の校地、学校建物の貸借契約、分収造林契約等がなされていないもの、なされていても契約者が校長名で正規でないものがあるので、手続きを促進すべきである。

(5) 県有地内に建設されているPTA、同窓会等の所有施設、例えば植栽園、百人会館等、あるいは学校建物の一部を使用させている購買室、食堂等で、これら県有土地建物の使用許可について正規の手続きが同等なされていないものが多い。手続きを履行すべきである。

(6) 行政財産の目的外使用については、39年6月19日付発総第192号総務部長通知「行政財産の使用許可の取扱について」により、行政財

産(会議室等)使用目録により使用状況を明らかにすることとなつてはいるが、学校によっては実行されていないところがあつたので指導を促された。

(7) 行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収に当り「使用料算定要領」によつていない学校があつたので面談指導の要がある。

(8) 高等学校の校地内には登記簿面では、国有地、買収並びに未買収となつてはいるものがあつて、学校の管理運営に支障を来たしている面が見受けられる。県はこれらを速に統一一括以下申請中であるが、早期解決になお一層の配慮を要す。

(9) 自転車置場、便所建物の建設費予算を出先機関の長に傳達し、かみ長において財産の取得がなされているが、公有財産事務取扱規則からして当を得ないので、これらは本庁において実施すべきである。

6 高等学校運営費について

備品購入費、光熱水費等高等学校で支出された管理運営費の県費額は、全日制5,291万余円、定時制225万余円である。このほかに、PTA等外郭団体が学校の管理運営に使用した経費は全日制4,359万余円、定時制146万余円となつており、県費と県費外経費との比重は、全日制で県費55%、県費外45%、定時制で県費61%、県費外39%となつてはいる。また、学校運営に要する経費についても、その半額に近い金額がこれら外郭団体の負担となつてはいる現状である。別記授業料引上げに関する意見のとおり、現在の生徒負担総額の範囲内において、これら外郭団体補助金を県費に振り替えて関係経費を増額するとともに経理の正常化を図ることがむしろ合理的であると考えられるので、政治的配慮と併せて検討されるよう望む。

7 高等学校の再編成等により不用等になつた施設設備について

高等学校の再編成、特に農業課程の廃止に伴い、例えば、法助寺高校の加工室、実習地、日野実業高校テレビ分校の校舎、加工室、収納倉、リソソ園、倉吉産商の水田、家畜舎等、それぞれ転用、縮小または廃止すべきものが見受けられる。整理して施設設備の効率的利用と経費の節減を図られたい。

8 その他

上記のほか県立学校の維持、管理については、それぞれの学校の項で述べたとおりである。

教 職 員 課 昭和40年10月9日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 修

1 収入、支出の状況について
 (1) 収 入

区 分	予算現額	当課確定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	4,798,000	4,362,722	4,362,722	0
国庫支出金	1,793,286,000	1,760,820,283	1,760,820,283	0
委託金	50,000	50,000	50,000	0
雑収入	84,425	84,425	84,425	0
計	1,798,218,425	1,765,317,430	1,765,317,430	0

(2) 支 出

区 分	当課予算現額	当課支出額	不 用 額	備 考
(甲) 教育総費	4,193,000	3,937,379	255,621	
(ア) 小学校費	2,181,594,000	2,181,271,712	322,288	
(イ) 中学校費	1,284,691,000	1,284,554,874	136,126	
(ロ) 高等学校費	184,704,895	165,466,082	19,238,813	
(ハ) 特殊学校費	36,593,407	36,518,624	274,783	
計	3,691,776,302	3,671,548,671	20,227,631	

(3) 高等学校事務職員研修会旅費の支給にあたり、「職員等の旅費に関する条例」第19条第2項又は例外規定に該当する場合は、旅行命令簿にその旨明記し、命令権者の命令印を徴するよう事務処理に配慮されたい。

(4) 地方教育行政の円滑、適正をはかるため、地方教育委員連絡協議会へ補助金50,000円を交付しているが、県補助金等交付規則第14条に定める補助事業完了届が未提出となつてはいるので事務処理に配慮されたい。

2 教育国庫負担金の早期精算について

39年度教育国庫負担金の未精算額は下配のとおり多額にのぼり、前年に比較して31,468,905円増加し、県費立替となつてはいるので、早期に精算しよう機会ある毎に国に対し要請されたい。

小 学 校 費 13,066,659円
 中 学 校 費 45,375,766
 盲 ろう 学 校 2,817,237

養 護 学 校 費 1,931,698

計 63,191,269

3 授業料の納期内納付について
高等学校授業料の納期内納入率は、全日制62.6%、定時制29.0%で、前年度に比較し全日制3.5%、定時制1.7%それぞれ上昇しているが、なお低率である。全日制のうち納期内納入率の最高は由良町立高校で94.5%、最低は22%で、低額な学校が多いので、これらについての督促に配慮されたい。

4 授業料の引上げについて

5 高等学校卒業生に対する卒業証明書、成績証明書交付手数料の徴収について
以上2項目については高等学校定期監査報告書中「各校共通的留意、要望事項」の項で述べたとおりであるので、これらの実現方につき検討配慮されたい。

6 入学選抜手数料について

入学選抜手数料は各高等学校より提出の証紙収入状況報告書を取りまとめ収入されているが、学校のなかには、証紙売りさばき手数料差引計算を誤って報告し収入しているもの、消印もれのもの、受付印を捺印していないもの等が見受けられたので、指導に配慮されたい。

7 通信教育の一元化について

通信教育費支出額389,996円のほか相当額の人件費を充当して、駒取西高等学校と米子東高等学校の両校でそれぞれ通信教育を行なっているが、通信教育協力校もあることでもあるので、これらを統合して一元的に運営することが財務面からして適当と考えられるので検討されたい。

昭和三十二年六月二十日 月曜日 報 取 集 公 報 (号外) 第22号

昭和三十二年六月二十日 月曜日 報 取 集 公 報 (号外) 第22号

監 査 委 員 坂 田 庄 三 平 高 橋
同 中 田 玉 澤
同 小 谷 淳
同 新 見 修 彦

1 収入、支出状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	当課査定額	収入済額	収 入 人 員	備 考
国庫支出金	3,063,000	2,492,869	2,492,869	0	
諸 収 入	209,009	217,900	217,900	0	
計	3,259,000	2,710,769	2,710,769	0	

(2) 支 出

区 分	当課予算現額	当課支出済額	不 用 額	備 考
(項) 教育総務費	33,062,605	30,973,714	2,088,889	
(ノ) 特殊学校費	3,418,180	2,542,425	875,755	
計	36,480,785	33,516,139	2,964,644	

2 債務負担行為について

育英奨学金並びに工業教員奨学金の貸付決定通知は翌年度以降に真る限の債務となるので、債務負担行為として予算で定めるべきである。

3 育英奨学金等貸与事務について

育英奨学金の取扱いに当っては貸付台帳、返還台帳、借入証書等の

整備になお配慮するとともに、長期に亘る貸付金であるので証ひょう類係書類の取扱いについて考究されたい。

4 科学技術奨励金の交付について

科学技術奨励金を112件に対し110万円支出していた。当年度は「交付金」という名称とし、県補助金等交付規則の通用除外としていたが、同規則に定める「反対給付を受けない給付金」と考えられるので、同規則通り実施すべきであるので留意されたい。なお、これに関連してこれが交付金は1件当りの金額は零細であり、かつ、報償的性格を帯びた研究奨励金であるので、むしろ報償金として取り扱うことが適当であるとも考えられる。あわせて検討されたい。

5 科学奨励金の給食費運用について

科学奨励金のうち給食経費の交付については、給食材料の購入並びにこれに伴う検収を首、ちう頂校で形式的に行ない、また、用務員等を養育学園に派遣して、同園で調理し、給食を実施しているが、実態に即していない面がかなり見受けられる。給食関係は一切養育学園に正式に委任し、同学園よりの請求により給食費を交付(支出)する等事務処理を合理化することにつき検討されたい。

社 会 教 育 課

昭和40年9月29日 監査

監査委員 坂 田 庄 三 平
同 中 田 玉 澤
同 新 見 修 彦

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	当課査定額	収入済額	収 入 人 員	備 考
国庫支出金	2,204,000	2,202,000	2,202,000	0	
使用料及び手数料	1,094,823	835,738	835,738	0	
諸 収 入	1,400,000	1,300,000	1,300,000	0	
計	4,698,823	4,337,738	4,337,738	0	

(2) 支 出

区 分	当課予算現額	当課支出額	不 用 額	備 考
(項) 社会教育費	14,367,000	13,490,153	876,847	
計	14,367,000	13,490,153	876,847	

2. 文化財保護費について

未登録刀剣類の登録審査会に要する経費を資金前年度より支出していたが、支出向書による資金前年度と実際の資金前年度者が相違しており、これが清算が遅延していた。会計規則の規定のとおり処理すべきである。

3 視聴覚教育費について

(1) 勤労青少年に対する優良映画鑑賞会実施経費として、視聴覚教育費より使用料及び買借料50万円を支出していたが、9映画館での上映事実証明がなされていない。現地確認して証明すべきである。

(2) 映画フィルム購入財額として鳥取県視聴覚教育連絡協議会長より受け入れていた60万円は、受納が40年4月24日となったため、教材フィルム購入が遅延していた。購入財額を早く納付させるよう指導されたい。

なお、視覚教材映画フィルムの出出し事務については前回の監査報告で述べたところであるが、出納記録に不十分な点がなお見受けられる。監査日現在検閲中の事務処理改善方策の推進に努力されたい。

4 青年の家の使用料について
「青年の家」の使用料収入に当り、「鳥取県立青少年の家の設置及び使用料に関する条例」により一律減免しているが、減免の根拠が明確でないので検討が望ましい。

なお、「青年の家」の会議員の使用料は使用回数によって徴収することとなっているが、使用回数の解釈が不明確であるので、検討の余地がある。

- 5 補助金交付手続き等について
(1) 鳥取県新生活運動協議会に対する補助金925,000円のうち、郷土美化推進奨励金500,000円の交付は「県補助金等交付規則」に定める手続きによつていない。また、同会の経理状況は良好でない。それぞれ改善及び指導に配慮されたい。
- (2) 補助事業の検査に当つては、補助金等交付規則第15条に規定する検査員の指名を行なわれたい。
- 6 図書館の統合について
図書館分館の統合については、前回指摘要望したところであるが、施設、蔵書、配属職員等の現況は資料で、県立図書館としての機能を發揮させる施設としては疑問がある。市町村立図書館設置助成とあわせ、公民館活動の場とも関連して図書館の整理統合をすることにつき検討されたい。
- 7 その他について

その他図書館及び科学博物館については、それぞれの定期監査報告で述べたとおりである。

体育保健課 監査委員 浜田庄二
昭和40年9月27日監査

1 収入、支出の状況について
(1) 収入

区分	予算現額	当期予定額	収入済額	収入未済額	摘要
国庫支出金	2,551,300	2,420,605	2,420,605	0	
省附入金	4,662,000	4,662,000	4,662,000	0	
諸収入	3,060,000	3,056,383	3,056,383	0	
計	10,253,300	10,138,988	10,138,988	0	

(2) 支出

区分	当期予算現額	当期支出額	不用額	摘要
(項) 教育総務費	1,388,800	1,231,411	157,389	
(ノ) 保健体育費	22,808,645	22,006,555	802,092	
計	24,197,445	23,237,966	959,481	

- (3) 県体関係経費等資金前渡の精算は遅くならないよう留意されたい。
- 2 ツール新設工事の執行について
八頭高ツール新設を県費710万円で行っていたが、このほかに、分別施行することに無理のある工事、即ちツールサード工事をPTAが負担

工事に別途補填し足し施行していたが、県工事の設計、入札及び契約等事務処理及び財産管理について不合理な面が生じている。このような場合には補填し財源を県費に受け入れ、県工事として一括契約施行すべきである。なお、この補填し施工に当つて県有地の使用については何等正式な手続きは履行されていない。

3 選手強化委託契約について
選手強化事業委託契約に基づき、各種競技の合宿訓練経費(30万円)を県体育協会に交付していたが、協会よりの実績報告書の内容を事業計画と対比して検討してみると、極めて簡略で、支出経費の費目、内容等が不明である。事業計画書に対応した明確な報告書を提出させるとともに、形式的に流れているさらいのある検査、復命について留意されたい。なお、委託料の交付条件として事業を39年12月31日までに終了することとしているが、スキー選手訓練等、事業計画内容からみて適当でないので検討されたい。

鳥取県警察本部 昭和40年10月22日監査
監査委員 浜田庄二

歳出

科目	区分		各課へ付達額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
	予算額	円					
(項) 警察管理費	877,987,000	円	449,215,715	427,871,285	408,446,428	0	19,424,857
公安委員会費	4,342,000	円	433,200	3,908,800	3,866,966	0	41,832
警察本部費	712,346,000	円	441,072,618	271,273,382	256,980,466	0	14,292,916

1 収支の状況について
当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

科目	区分		収入済額	収入未済額	予算現額に 対し増減
	予算現額	円			
使用料及び手数料	41,340,000	円	30,468,587	30,468,587	0△10,871,413
国庫支出金	60,080,000	円	54,770,000	54,770,000	0△5,310,000
財産収入	4,202,000	円	3,839,818	3,839,818	0△362,182
寄附金	6,097,000	円	7,610,000	7,495,847	0△114,153
諸収入	2,790,000	円	2,061,971	2,061,971	0△728,029
計	30,000,000	円	30,000,000	30,000,000	0
計	144,509,000	円	128,750,376	128,636,223	0△114,153△15,872,777

同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高
同 新 見 修

警察施設費	128,535,030	5,167,997	123,427,002	121,543,874	1,783,127
運転免許費	9,650,000	2,601,900	6,998,100	5,522,577	1,525,723
退職年金費	22,564,000	0	22,264,000	20,652,741	1,631,259
(項)警察活動費	74,000,000	31,774,547	42,482,653	37,140,010	4,522,643
一般警察活動費	24,128,000	5,728,824	22,559,176	19,432,000	723,172
刑事警察費	21,540,000	12,663,215	8,876,785	7,024,940	1,849,845
交通指導取締費	11,414,000	4,077,247	7,336,751	5,788,275	1,748,476
交 備 費	14,718,000	8,807,559	5,910,941	5,708,797	2,202,144
計	951,087,000	480,532,062	470,554,938	444,906,440	25,948,498

2 警察官の定員について

各警察署を含む全警察官の定員は766名であるが、このほかに休職定員が12名あり、計778名を予算定員として認められている。

しかしながら40年9月1日現在の状況を見ると、このうちには初等科教養中の見習生39名、警察大学校等入校者19名、病氣休職及び長欠者11名、要注患者25名、欠員1名、合計93名が含まれており、日常の警察活動に従事する警察官は685名(要注患者を加えると708名)で、稼働率は88.0%となっている。

一方警察関係諸業務は、年々激増激減化しており、とりわけ最近の自動車ゲームを返映して運転免許試験及び交通関係申取等に伴う事務が次のとおり増加している。

○運転免許試験
 受験者 57,577人(前年比2,599人増)
 合格者 27,036人(前年比1,389人増)

○運転免許証交付

新規交付 27,027件(前年比1,386件増)

併記 8件(前年比2件増)

更新 14,699件(前年比3,113件減)

再交付 2,353件(前年比384件増)

○交通事故に伴う講習

実施回数 35回(前年比11回増)

受講人員 2,244人(前年比371人増)

○交通違反検挙

検挙件数 21,491件(前年比3,631件増)

前述の状況及び警察官は年の中途においては欠員補充が困難であることよりして、少なくとも条例定員が常時実働人員であるよう、国に対して定員増加につき強く要請するとともに、限に於ても独自の方策を検討されるよう要望する。

3 財産及び備品等について

(1) 越前郡村の整備については、前年度指摘したところであるが、外部の燃料借用及び外配に鑑定依頼している事例がかなりの件数にのぼっている。国に対してこれが充実を要請するとともに、県独自においても整備に配慮されるよう要望する。

(2) 鳥取県公有財産事務取扱規則は県有建築物の登記を義務付けているが警察署関係の建物には未登記のものが多く、特に借上土地にある建物については登記をして借地権の強化を図られたい。

なお、智頭警察署庁舎敷地の境界は不明瞭となっている。現地確認して明確にされたい。

(3) その他各種の監査報告で述べた道路使用許可事務、駐在所等の無償借上げの賃借契約、警察官住宅対策、機動力の充実等、本庁で措置すべきものがあるので検討請けされたい。

人事委員会事務局

昭和40年9月29日 監査

監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 新見修

1 予算の執行状況

科目	予算現額	確定額	収入額	収入未済額	予算現額に比し増減	附記
歳入	円 34,000	円 32,000	円 32,000	円 0	円 2,000	公平委員会事務委託事業収入

歳 出

科目	目	予算現額	支出済額	不用額
人事委員会費		円 18,366,000	円 17,904,185	円 461,815

2 主な業務の実施状況

- (1) 人事委員会会議の開催 44回
- (2) 人事主任者会議の開催 7回
- (3) 給与実態調査
- ア 民間 71事業所
- イ 職員 知事部局ほか10,575名
- (4) 給与に関する報告ならびに勧告および意見
- (5) 試験

区分	申込者	受験者	合格者	採用または昇任数	名簿の現況(40.9)	
					計	名簿残
採用試験	1,477	1,236	116	65	23	28
昇任試験	254	236	127	127		

備考 採用試験は、上級、中級、初級、警察官の合計である。

6) 採用および昇任等の選考

ア 採用選考 157名

イ 昇任 243名

ウ 臨時任用承認 429名

7) 不利益処分についての不服申し立ての審査

昭和40年度に持ち越したのも6件

(8) 労働基準の監督
 ア ボイラー設置認可等9件
 イ ボイラー等の定期の性能検査12箇所
 留意事項

(1) 給与制度について職員の実態を調査した際の経費として30,298円資金の前渡を受けていたが、この精算が遅れ、かなり日時が経過して21,707円が返納されていた。正規のとおり速やかに精算するようにされたい。
 (2) 交通事情の变化により、実情に合わない点が多くなった「職員等の旅費の支給に関する規則に基づく経費表」については、前回までの監査で指摘したとおり、改正に努力されたい。

地方労働委員会事務局 昭和40年10月11日監査
 監査委員 浜田 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 小 谷 善 高
 同 新 見 修 修

1 予算の執行状況
 繰 出

科 目	予算現額	支出済額	不用額
労働委員会費	14,986,000 円	14,391,508 円	604,492 円

2 主な業務の実施状況

(1) 不当労働行為事件

事件名及び件数	最終内訳
上田水産KK不当労働行為事件ほか5件	取り下げ 3 続中 2

(2) 組合資格審査

組合名及び数	決定内訳	
	適合	取下げ打切り継続中
全編同盟エフロン鳥取工場労働組合ほか14	12	1 1

(3) 調整事件

区分	事件名及び件数	調整結果		備考
		成	取り下げ	
あつせん	鳥取電機製造(株)争議外21件 森脇均院争議外3件	16	5	否は打切り又は不明
		3	1	
合 計	26件	19	6	1

(1) 実情調査

事件名及び件数	調査事項	内 訳		取 扱
		自主あつせん解決	あつせん未済中	
因伯通運争議外	10件	7	2	2
境港海陸通運争議外	9件	9	0	1
上田水産食品争議外	7件	0	2	5
合 計	29件	16	4	8

東京事務所 昭和40年11月12日監査

監査委員 中 田 玉 平
 同 小 谷 善 高
 同 新 見 修 修

1 予算の執行状況
 (1) 繰 入

科 目	予算合算額	調 定 額	収入済額	収入未済額
財産収入	476,577 円	587,513 円	587,513 円	0 円
諸 収 入	4,068,000 円	4,229,894 円	4,229,894 円	0 円
合 計	4,544,577 円	4,817,407 円	4,817,407 円	0 円

(2) 繰 出

科 目	予算合算額	支出済額	不用額
(一) 一般会計	26,889,276 円	26,889,276 円	0 円
地 産 費	400,000 円	400,000 円	0 円
農 林 水 産 費	132,000 円	132,000 円	0 円
商 工 業 費	1,733,000 円	1,733,000 円	0 円
土 木 費	50,000 円	50,000 円	0 円
教 育 費	584,292 円	584,292 円	0 円
社 会 費	150,850 円	150,850 円	0 円
災 害 復 旧 費	3,434,966 円	3,434,966 円	0 円
(特別会計)	33,374,384 円	33,374,384 円	0 円
用品調達等集中管理事業			
合 計			

2 主な業務の実施状況

(1) 行政連絡

本庁主要機関	行政連絡の内容	件数
企画室関係	県政顧問会議についての顧問との連絡等	89
総務部関係	普通交付税について情報連絡等	95
厚生部関係	特別地方債について情報及び情報連絡等	67
商工労働部関係	中小企業工場等集約化国庫貸付について情報及び情報連絡等	35
農林部関係	国土緑化大会についての事務連絡等	69
土木部関係	中国製買自動車建設促進について情報及情報連絡等	34
企業局関係	日野川県営発電についての事務連絡等	16
企業局関係	公立学校建設費債についての情報及び情報連絡等	67
教育委員会関係		27
その他		40
合 計		509

(2) 20世紀架売上状況 (京浜市場における)

年 度	入 荷 量	1期当り平均単価	売 上 額
3 8	2,510 トン	972 円	162,526 千円
3 9	2,566 トン	1,076 円	184,104 千円

(3) 木炭入荷状況

年 度	日 出 量	炭 質	合 計
3 8	155 日	1,555 炭	1,708 炭
3 9	135 日	1,958 炭	2,093 炭

(単位 屯)

(4) 商工物産まつせ人 (単位 千円)

年度	内 賀	鳥 取	物産振興会	物産協会	計
3	9,525	9	9,534	9,534	19,068
7	468	79	547	547	1,094
9					1,094

(5) 全国名物日本大会ほか各種物産展等の開催
8回、延日数98日 販売額11,565千円

(6) えびす寮宿泊料代償

年度	職員	職員	市町村	その他	合計	宿泊料
3	218	4,776	729	1,932	7,655	3,426
9	251	4,320	742	2,829	8,142	3,964

(注) 宿泊料はまかない料を除いたものである。

3 留意事項

- (1) 職員住宅管理規程によると東京都所在の職員住宅は当所長が管理することになっており、この貸付料は当所で収入しているが、この住宅を貸し付ける場合の事務処理に不充分のものがあつた。入居申込書による入居承諾書の交付、入居に関する諸書、退去する場合の退去届を確実に徴する等の確な事務処理をされたい。
- (2) えびす寮宿泊料金決定の根拠規程等が不明瞭であるので主幹課は明確にされたい。
- (3) えびす寮の宿泊定員に対する利用率は47%であるが、利用率を高めるために、宿泊券発行の際の予約金の徴収、宿泊券発行状況の連絡等の実施について検討されたい。

2 補助対象及び補助率

- (1) 鳥取県学生寮明倫館建設に要した事業費財源のうち山陰合同銀行からの借入金の元利償還金の3分の2
- (2) 鳥取県学生寮名譽校長報酬の10分の10

3 収支の状況

(1) 一般会計(この会計において合算借入金償還経理) 収 入

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
補 助 金	8,275,000	8,552,756	277,756
県 補 助 金	5,517,000	5,516,656	△ 344
市 町 村 補 助 金	2,758,000	3,036,100	278,100
そ の 他	81,000	339,974	258,974
計	8,359,000	8,892,730	533,730

支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	不 用 額
償還金及び利子	8,275,000	8,274,984	16
そ の 他	81,000	53,360	30,640
計	8,359,000	8,328,344	30,656

- (2) 名譽校長報酬に対する補助金は明倫館及び清和寮運営費特別会計にそれぞれ6万円宛受け入れて支出している。
- (3) 39年度の借入金償還状況は、元金4,726千円(財源、県補助金3分の1、3,150,666円、市町村補助金3分の2、1,575,334円)、利息3,

- (4) えびす寮宿泊料利用者の便をはかるため県で自動販売機を購入して同様に補充付け、近くの煙草小売業者に利用させているが、物品取扱規則に定める貸付手続きをしておくことが適当と思われるので検討をされたい。
- (5) 職員住宅借財補償700千円のはか、工事請負、物件の修繕及び購入は随意契約で行なわれているが、随意契約を行なう場合にはその理由を具体的に記録しておくとともに、高知なものについてはなるべく見取り合せを行ない、経費の適正な執行に配慮されたい。
- (6) えびす寮における小物購入、新聞、洗濯等の代金は、立替払の方法によつてはいるが、適当でないので、資金前渡その他正製の方法によらされたい。

財団法人鳥取県教育会

昭和40年9月6日 監査

監査委員	共 同	中 小	新 見
田 庄 二	田 玉 平	谷 津 高	見 修

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、財団法人鳥取県教育会に対する39年度補助事業について監査を執行した。その結果は次のとおりである。

1 法人の39年度事業概況

- (1) 鳥取県学生寮明倫館(男子寮)の経営
- (2) 鳥取県学生寮清和寮(女子寮)の経営

548,984円(財源、県補助金3分の2、2,365,990円、市町村補助金3分の1、1,182,994円)、計8,274,984円(県5,516,656円、市町村2,758,328円)で、県分は県補助金受入額と符合する。なお、市町村分は2,758,328円に対し3,036,100円収納され、差額277,772円は関係市町村に対し清算寄付される予定である。

4 留意事項

県補助金のうち名譽校長報酬に対する12万円を雑入として受け入れているが、補助金として収納すべしである。

鳥取県土木協会 昭和40年9月10日 監査

監査委員	共 同	中 小	田 玉 平
田 庄 二	田 玉 平	谷 津 高	見 修

地方自治法第199条6項の規定に基づき、昭和39年度において県土木協会が実施した補助事業について監査を執行した。その結果は次のとおりである。

1 収支決算書

収 入

区 分	予 算 額	収 入 額	差 引 増 減
県 負 担 金	500,000	500,000	0
そ の 他	6,230,000	6,213,010	△ 16,990
計	6,730,000	6,713,010	△ 16,990

